

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的な方針1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

項目	具体的取組	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じたプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題				
1	(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・構成員に向けたEメール及びFAXによる「安全安心まちづくり推進会議連絡」の発信 -「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりひろばの実施 9 高知県ホームページでの広報	1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。 2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。 3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じたプラスの変化 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(年4回 各110,000部) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(年4回 各250部) 2 構成員に犯罪情報に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議連絡」を発信(年3回) 3 RKCラジオでの広報(7回) 4 県有車に安全安心まちづくりを呼びかけるマグネットシートを貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集 応募270作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数 1,230枚) 7 上記ポスターを県庁舎に掲示(年2回) 8 安全安心まちづくり出前講座の実施(4回) 9 高知署員との協働により、特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(年1回) 10 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 11 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 12 高知県ホームページでの広報 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	1 「安全安心まちづくりニュース」は、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行った結果、配布地域が増え、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。 ・会報「安全安心まちづくりだより」は、積極的に関係団体・事業者の取組を記事にしたり、各団体への伝達手段として利用するなど浸透してきている。 上記広報紙は高知県ホームページでも公開し、また、犯罪情報に応じて速報を発信したことにより、県民に安全安心まちづくりに向けた取組を広報することができた。 2 ポスターは270点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。 また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議連絡」の発信 -「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりひろばの実施 9 高知県ホームページでの広報	1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。 2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。 3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。	県民生活・男女共同参画課	36		
2	(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施し、防犯に関する広報・啓発を図る。 1 全小中高등학교へ、ポスター募集を案内する。 2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付する。 3 教育委員会事務局内に、ポスターを掲示する。	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う「高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集」を、県内小中高등학교へ呼びかけた。(募集期間:5月1日~11月6日) 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内に、ポスターを掲示した。(2月) 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付(10月)	ポスター募集への応募や作品づくりを通して、犯罪のない安全安心なまちづくりへの子どもたちの意識を高めるとともに、入賞作品を掲載したポスターを配付・掲示することにより、県民の防犯意識を高めることにつながった。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施し、防犯に関する広報・啓発を図る。 1 全小中高등학교へ、ポスター募集を案内する。 2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付する。 3 教育委員会事務局内に、ポスターを掲示する。 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付する。	関係機関と連携しながら、安全安心まちづくりポスターへの応募数を増やすアプローチの仕方を工夫する必要がある。防犯・生活安全教育を推進する拠点校には、特に積極的な応募を促していく。	学校安全対策課	36		
3	(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。	1 県庁HPの随時更新によるタイムリーな広報 2 あんしんFメールによる犯罪情報や安全活動の情報発信 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報啓発活動 4 街頭活動に併せた広報啓発活動	HP等で提供する情報の充実を図り、閲覧者が興味を持ち、かつ理解しやすい内容にすること。	1 HPへの犯罪情報等の掲載 県庁HPの特殊詐欺被害防止に関する部分を刷新し、県民にわかりやすい形で犯行手口、被害防止策等の情報を掲載した。 また、各連地安全活動への参加を呼び掛ける情報を掲載。 2 ラジオ番組へ出演しての広報活動 出演回数4回(特殊詐欺被害防止、鍵かけの促進、年末年始犯罪被害防止を呼び掛け) 3 特殊詐欺被害情報のタイムリーな発信 特殊詐欺被害や不審電話が多発した際には、あんしんFメールや各種チラシ等を発信して県民に対し注意を呼び掛けた。	HP閲覧件数を増加させるための方策を考える必要がある。 あんしんFメールはタイムリーに情報発信できる反面、登録を必要とすることから今後も登録者を増やしていく必要がある。また、内容に関しても簡潔明瞭なものしておく必要がある。 閲覧者が簡単に理解できるように創意工夫を凝らした情報提供の方法を考えていく必要がある。	1 県庁HPの随時更新によるタイムリーな広報 2 あんしんFメールによる犯罪情報や安全活動の情報発信 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報啓発活動 4 街頭活動に併せた広報啓発活動 5 SNS等若者の間で普及しているメディアを活用した情報発信	提供する情報の充実 創意工夫を凝らし、県民が関心を持ち、かつ理解しやすい内容にすること。	生活安全企画課	36		

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的な方針1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

項目	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題		
4	(2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。	1 ミニ広報紙の発行 2 交番・駐在所速報の発行 3 ケーブルテレビ等への広報資料の提供 4 市町村広報紙への掲載	巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	1 ミニ広報紙・交番速報等の発行 2 HPの随時更新 水鏡、山岳事故関係の更新を実施 3 ラジオ広報 4 各署における市町村広報紙等への掲載依頼 各署において市町村広報紙等へ地域情報を掲載することで住民に対する広報を実施した。 5 交番・駐在所速報を犯罪情勢に併せてタイムリーに発信し、情報提供を行った。	1 各交番、駐在所等において作成するミニ広報紙等により、地域に対するタイムリーな防犯情報を提供することができた。 2 HPの内容については、随時更新することによって、新しい安全情報の発信が行えた。	1 ミニ広報紙の発行 2 交番・駐在所速報の発行 3 ケーブルテレビ等への広報資料の提供 4 市町村広報紙への掲載	巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	地域課	36
5	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。	・あんしんFメールによる不審者情報等の発信		平成29年度末の登録件数は13,437件(前年度同期比+684件)となり、発信件数は363件(前年比+110件)で、情報発信活動の促進が図られている。	県下各署に不審者情報の積極的な発信を指示するとともに、署と学校等との連携も図れて、情報の発信が活発化したものと見られる。	・あんしんFメールによる不審者情報等の発信	1 登録件数を増やすため、各種会合や学校関係者等へのアプローチを実施する。 2 タイムリーで正確な情報発信を行うため、本部への連絡を徹底させる。	少年女性安全対策課	36
6	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ③ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。	1犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析 2 HP、あんしんFメール等、あらゆる広報媒体を活用しての情報提供	県民が必要とする犯罪情報、不審者情報を適時的確に提供すること。	HPの内容更新による新規の情報提供 特殊詐欺や不審者情報、その他防犯、地域安全に関する情報を随時HPに掲載し、HPによる情報発信を行った。 平成29年のあんしんFメール発信件数 不審者情報発信件数 204件 特殊詐欺等事件情報 23件	HP閲覧件数を増加させるための方法を考える必要がある。 あんしんFメールに関しては、今後も登録者を増やしていく必要があるとともに、内容に関して高深明瞭なものにしておく必要がある。 閲覧者が簡単に理解できるように創意工夫を凝らした情報提供の方法を考えていく必要がある。	1犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析 2 HP、あんしんFメール、SNS等、あらゆる広報媒体を活用しての情報提供	犯罪情報の分析方法 県民が必要とする犯罪情報、不審者情報を適時的確に提供すること。 創意工夫を凝らした情報提供の方法	生活安全企画課	37
7	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者へ提供します。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回) 2 安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施	広報内容は、犯罪被害状況に応じ、同じ内容を繰り返すことになるが、飽きがこない工夫をこらさなければならない。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(年4回 各110,000部) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(年4回 各250部) 2 構成員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信(年3回) 3 RKCラジオでの広報(7回) 4 高知署員との協働により、特殊詐欺の窓口を寸前で紹介(年1回) 5 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「安全安心まちづくりパネル展」を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の窓口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(4回) 7 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 8 高知県ホームページで取組を公開 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	1 広報紙は、地域安全活動の好事例の紹介を行った結果、配布機会が増え、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。 ・会報では、犯罪発生統計の詳細を掲載するなど、より専門的な情報提供に努めた。 2 特殊詐欺被害は依然として発生しており、また、交通事故も含めて被害者の多くを高齢者が占めていることから、継続した広報が必要となる。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回) ・安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施	広報内容は、犯罪被害状況に応じ、同じ内容を繰り返すことになるが、飽きがこない工夫をこらさなければならない。	県民生活・男女共同参画課	37

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

項目	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H28年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題		
8	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな話題の提供 2 あんしんFメールによる犯地域安全活動の紹介 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報活動の実施 4 県警本部1階に設置の安全安心コーナーの活用	県内に限らず、他の都道府県におけるの好事例を幅広く集めて紹介すること。	警察庁主催の防犯ボランティアフォーラムに大学生ボランティアが参加してもらい、活動事例を発表してもらった。 また、同フォーラムで発表のあった県外の団体の活動事例を、主催会議や関係機関の会議において紹介し、活動上の参考にしてもらった。	年々ボランティア団体が減少しているため、取組の好事例をいかに把握かが今後の課題である。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな話題の提供 2 あんしんFメールによる犯地域安全活動の紹介 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報活動の実施 4 県警本部1階に設置の安全安心コーナーの活用	ボランティア団体が減少しているため、取組の好事例をいかに把握かが課題	生活安全企画課	37
9	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。	1 広報紙「くらしネットkochi」への掲載(110,000部×4回) 2 県ホームページでの広報(トピックスや新着情報への注意情報の掲載) 3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」、高知新聞「くらしの護身術」、Facebook等)	時期を逃さない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。	1 広報紙「くらしネットkochi」への掲載 111,000部×年4回 2 地域見守り情報 16回 3 高知県からのお知らせ RKCラジオ19回 くらしの護身術 高知新聞掲載 35回 Facebook配信 8回 4 悪質商法撃退カレンダー配布 5,000部 くらしの豆知識 2,370冊 県民に対し情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。 また、以下のような県立消費生活センター相談実績となった。 *相談件数 架空請求 803件 不当請求 124件	県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として有効な手段であるので、引き続き時期を逃さない情報提供を行う必要がある。	1 広報紙「くらしネットkochi」への掲載 12,000部×年4回 2 県ホームページでの広報(トピックスや新着情報への注意情報の掲載) 3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」、高知新聞「くらしの護身術」、Facebook等)	時期を逃さない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。	県民生活・男女共同参画課	37

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方針2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
10	項目内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・構成員に向けたEメール及びFAXによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりひろばの実施 9 高知県ホームページでの広報	1 安全安心まちづくりニュースや会報は、各団体の取組に参考となるテーマ、記事としていく必要がある。 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(年4回 各110,000部) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(年4回 各250部) 2 構成員に犯罪情報に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信(年3回) 3 RKKラジオでの広報(7回) 4 県有車に安全安心まちづくりを呼びかけるマグネットシートを貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集 応募270作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数 1,230枚) 7 上記ポスターを県庁舎に掲示(年2回) 8 安全安心まちづくり出前講座の実施(4回) 9 高知署員等との協働により、特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(年1回) 10 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 11 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 12 高知県ホームページでの掲載 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	1 「安全安心まちづくりニュース」は、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行った結果、配布地域が確保、今後の自主的な活動促進が見込める。 ・会報「安全安心まちづくりだより」は、積極的に関係団体・事業者の取組を記事にしたり、各団体への伝達手段として利用するなど浸透してきている。 2 出前講座は県民の声を聞く貴重な機会ともいえるので、今後も各地で実施していきたい。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりひろばの実施 9 高知県ホームページでの掲載	1 安全安心まちづくりニュースや会報は、各団体の取組に参考となるテーマ、記事としていく必要がある。 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要。	県民生活・男女共同参画課	37
11	項目内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施し、防犯に関する広報・啓発を図る。 1 全小中高等学校へ、ポスター募集を案内する。 2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付する。 3 教育委員会事務局内に、ポスターを掲示する。	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う「高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集」を、県内小中高等学校へ呼びかけた。(募集期間:5月1日～11月6日) 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内に、ポスターを掲示した。(2月) 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付(10月)	ポスター募集への応募呼びかけや入賞作品の掲載ポスターの配付・掲示などから、県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることにつながった。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施し、防犯に関する広報・啓発を図る。 1 全小中高等学校へ、ポスター募集について案内するとともに、HP等で啓発する。 2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付する。 3 教育委員会事務局内に、ポスターを掲示する。 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付する。	関係機関と連携しながら、安全安心まちづくりポスターへの応募数を増やすアプローチの仕方を工夫する必要がある。 防犯・生活安全教育を推進する拠点校には、特に積極的な応募を促していく。	学校安全対策課	37
12	項目内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 犯罪情報、不審者情報等の早期業約及び分析 2 HP、あんしんFメール等、あらゆる広報媒体を活用しての情報提供	会議の場以外でも情報交換できる関係づくりを深めること。	各地区地域安全協会総会や金融機関防犯連合会総会、タウンポリス連絡協議会等の会議の開催や他機関が主催する会議に出席して犯罪情勢等を説明し、情報交換を図った。 地域のイベントや団体等が行う講習会に出席し、情報交換を図った。	主催した会議については、マンネリ化を避けるため、その内容に創意工夫を凝らし、充実したものにする必要がある。 地域や事業者が開催するイベントや団体等が開催する講習会等へ参加し、会議の場以外でも情報交換できる関係づくりをさらに構築する必要がある。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな広報 2 あんしんFメールによる犯罪情報や安全活動の情報発信 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報啓発活動 4 街頭活動に併せた広報啓発活動 5 SNS等若者の間で普及しているメディアを活用した情報発信 6 事業者による防犯CSRの促進	犯罪情報の分析方法 広報内容の充実 会議内容の充実 情報交換できる関係づくりの構築	生活安全企画課	37

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方針2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
13	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 (2) 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 全国地域安全運動期間中、県防犯協会・県警察本部と協力して「高知県民のつどい」を開催(10月10日) 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(11月5日) 防犯協会をはじめ、関係機関との連携に努めることにより、情報共有を図ることができた。	「県民のつどい」を開催することで、地域安全の意識啓発を行うことができた。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課	38
14	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 (2) 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力(10月10日(火)) 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画、県内小学校にチラシ配付(11月5日(日))イオンモール高知	安全安心まちづくりに関する取組を紹介するキャンペーン等を通じて、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携した広報・啓発活動の充実が図られた。参加者である県民の防犯意識を高めるとともに、取組への理解が得られる機会となった。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課	38
15	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 (2) 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 積極的な街頭キャンペーン等街頭における広報啓発活動の展開 2 防犯ボランティア等関係機関との連携による活動の実施	事業者の参加を促す施策を実施すること。	運動期間中、各警察署において、各地区地域安全協会や防犯ボランティアと協働して創意工夫を凝らした広報啓発活動を中心とした各種取組を実施。 防犯ボランティア団体や県内の事業者等が参加しての高知県民のつどいを開催。	防犯ボランティアと連携の強化や地域住民の安全意識の向上が図られた反面、取組がマンネリ化している部分もあり、また参加者にも変化がないため、創意工夫を凝らした新たな取組を企画して新たな参加者を増やし運動期間中の活動を活性化させる必要がある。	1 全国地域安全運動期間中の取組を充実させる。 2 積極的な街頭キャンペーン等街頭における広報啓発活動の展開 3 防犯ボランティア等関係機関との連携による活動の実施	取組をマンネリ化させないための方策参加人員を増加させるための方策運動期間中の活動の活性化	生活安全企画課	38
16	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 (2) 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくりひろば」の開催 4 地域安全協(議)会総会(14ヶ所)に参加し、県の取組説明及び関係団体に対する防犯イベントへの参加の呼びかけ 5 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、高知県防犯協会・県警察本部と共催で「高知県民のつどい」を開催(10月10日) 2 各地区の地域安全協(議)会の総会に参加し、県の取組を説明したほか、関係団体・防犯イベントへの参加を呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 4 関係機関に対しワイヤーロックを配付 5 自転車マナーアップ啓発/ブレードで関係機関に自転車盗難防止活動について協力を依頼 6 防犯ボランティア団体の街頭啓発キャンペーンへの協力、啓発グッズの提供 7 全国地域安全運動についてラジオで広報し、各地区で行われるイベントへの参加を呼びかけ 8 関係機関と協力して、イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(11月5日) 各キャンペーンへの参加や啓発グッズ等の提供を通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。	1 各地区の地域安全キャンペーンへの参加呼びかけを通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。 2 今後も関係期間、団体との連携強化を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 4 「安全安心まちづくりひろば」の開催 5 地域安全協(議)会総会(14ヶ所)に参加 6 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課	38

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的な方針2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
17	(1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 4 交通安全運動(春、秋、年末年始)への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力(10月10日(火)) 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画、県内小学校にチラシ配付(11月5日(日)イオンモール高知) 4 春・秋・年末年始の交通安全運動の街頭啓発、啓発パレード等への参加(街頭啓発4回、パレード3回参加) 5 自転車マナーアップキャンペーンの啓発パレードへの参加(5月1日(月))	県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携しながら、防犯や交通安全運動について、県民に直接PRすることにより、広報・啓発活動の充実を図ることができた。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画、県内小学校にチラシ配付 4 交通安全運動(春、秋、年末年始)への参画 5 自転車マナーアップキャンペーンへの参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。特に、自転車マナーアップキャンペーンは、高校生等の参加協力体制を継続する。	学校安全対策課	38
18	(1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 HP、あんしんFメール等、あらゆる広報媒体を活用しての情報提供 2 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加	地域活動に積極的に参加し、防犯活動に対する理解を深めること。	地域におけるイベントや会議、講習に警察職員が参加して防犯活動への理解と参加を呼び掛けた。 イベント等で劇や踊りなどを創意工夫を凝らした活動を行い、防犯に対する意識を高揚を図った。	若い世代の防犯活動の活性化には至っておらず、今後は、特に子育て世代に積極的に防犯活動へ参加してもらえよう。地域における活動を機会を捉えて働きかけていく必要がある。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 HP、あんしんFメール等、あらゆる広報媒体を活用しての参加の促進	若い世代の防犯活動の活性化 子育て世代に積極的に防犯活動へ参加	生活安全企画課	38
19	(2) 情報共有の促進 ①地域における情報交換 防犯活動団体等との会のほか、各職域団体等とのネットワークの構築により、防犯活動に関する情報共有の機会を拡充し、防犯活動に関する情報共有を幅広く行います。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 重層的ネットワークの構築、活用	会議の場以外でも情報交換できる関係づくりを深めること。	各地区地域安全協会総会や金融機関防犯連合会総会、タウンポリス連絡協議会等の会議の開催や他機関が主催する会議に出席して犯罪情勢等を説明し、情報交換を図った。 地域や事業者が主催するイベントや団体等が主催する講習会等へ参加し、会議の場以外でも情報交換できる関係づくりをさらに構築する必要がある。	主催した会議については、マンネリ化を避けるため、その内容に創意工夫を凝らし、充実したものにする必要とすることを説明する。 地域や事業者が主催するイベントや団体等が主催する講習会等へ参加し、会議の場以外でも情報交換できる関係づくりをさらに構築する必要がある。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 重層的ネットワークの構築、活用	会議等の内容を充実したものにする 会議の場以外での情報交換や関係づくりの構築	生活安全企画課	38
20	(2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	1 高知県ホームページにおける防犯活動団体の活動内容等の公表及び各種情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 会報「安全安心まちづくりだより」での情報提供 4 ラジオでの広報 5 安全安心まちづくりひろば及び総会におけるパネル展示	日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	1 高知県ホームページにおいて、防犯活動団体の活動内容等を公表(55団体) 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」で地域活動団体の活動を紹介。(年4回各440,000部発行) 3 会報「安全安心まちづくりだより」で、事業者を含めた活動を紹介 4 ラジオによる防犯活動団体の活動内容の紹介 5 平成29年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会で安全安心まちづくりパネル展を実施、防犯活動団体の活動内容を紹介 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。	1 広報紙、会報で地域活動団体などの活動紹介をしたことにより、配布先の拡大につながった。 4 ラジオでの広報	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	県民生活・男女共同参画課	38

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ	
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等			
21	②情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	各種団体の自主防犯団体等の活動内容を集約し、HP等各種広報媒体を活用して活動内容を公表	自主防犯団体との情報共有を図り、幅広い防犯活動団体の活動を公表すること。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	各種会合等での防犯活動団体の活動内容や好事例の紹介	自主防犯活動の把握が十分でなく、活動を公表できる対象に偏りが生じており、自主防犯活動団体の把握と連絡体制の強化を図り、自主防犯団体の活動情報の提供を受ける必要があるため、引き続き取り組んでいく。	1 各種団体の自主防犯団体等の活動内容を集約し、HP等各種広報媒体を活用して活動内容を公表 2 報道機関に対する積極的なプレスリリースの実施	広範囲な自主防犯活動の把握 自主防犯活動団体の把握と連絡体制の強化	生活安全企画課	38
22	③防犯活動団体に対する支援 ①防犯活動団体の活動への支援 防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要な物品の提供、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。	1 団体が実施する会合や活動へ参加しての犯罪情報や他団体の活動事例等に関する情報の提供 2 活動に必要な物品提供等の支援	防犯活動への参加を促すため、県民の防犯活動への参加意欲や興味を促進する取組を行うこと。	青色回転灯や拡声器、活動に必要な衣服等の提供を行った。また、事業者の協力を得て、広報用のテープ等を制作し提供した。	各種メディアを活用した広報や地域活動への参加を通じて自主防犯活動の重要性等を呼び掛ける等、新たに自主防犯活動を行う団体の設立を促進する施策を行う必要性がある。	1 団体が実施する会合や活動へ参加しての犯罪情報や他団体の活動事例等に関する情報の提供 2 活動に必要な物品提供等の支援	新たに自主防犯活動を行う団体の設立を促進するための具体的な施策	生活安全企画課	39	
23	④防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化	地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、次の活動を実施。 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価活動(21市町村でスクールガード・リーダー40名を委嘱) ・スクールガード連絡協議会の開催(5月22日(月)) 2 各市町村に、スクールガード(学校安全ボランティア)による組織だった取組を充実・促進するよう依頼。	スクールガード・リーダーによる巡回指導等を行うにあたり、毎年、連絡協議会を開催し、スクールガード・リーダーの心構えや子どもの安全確保へのスキルを高めることができている。また、併せて「学校安全教室推進講習会」等の研修の実施により、スクールガード・リーダーについての周知や学校の安全を地域ぐるみで守る活動への理解につながる機会を設けている。スクール・ガードリーダーがそれぞれの市町村で、防犯の視点を持ちながら熱心に巡回指導にあたっている。そのことが犯罪や事件発生への抑止力につながっているといえる。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	地域に活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課	39	
24	④防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	1 防犯活動団体の設立の促進 2 若者世代の防犯活動への参加促進 3 会合等における防犯活動の重要性の説明 4 各種地域活動への積極的参加	構成員の高齢化等による後継者不足	大学生ボランティアに対する犯罪情報の提供や警察庁主催のフォーラムでの活動内容の発表、自転車等の乗り付け運動を中心とした高校生ボランティアによる防犯活動の推進、物品等の提供、高知県青年団と協働した地域安全活動の実施	ボランティアの構成員の高齢化が進み後継者も不足しているため、若い世代のボランティア活動を促進していくことが最大の課題である。安全安心まちづくりに関するボランティアの役割は大きいので、引き続き、活動活性化の働きかけや活動の支援などを行いボランティアのリーダー、特に若い世代のボランティアリーダーの育成を行っていく。	1 防犯活動団体の設立の促進 2 若者世代の防犯活動への参加促進 3 会合等における防犯活動の重要性の説明 4 各種地域活動への積極的参加	若い世代によるボランティア活動の活性化 ボランティアのリーダー、特に若い世代のボランティアリーダーの育成	生活安全企画課	39	
25	⑤事業者による活動の促進 事業者に対し、地域における安全安心に貢献するための防犯活動への参加・促進を働きかけます。	事業者による当該事業の特性を生かした防犯CSR活動の促進	防犯CSR活動の重要性や企業に与えるメリット等についての理解を深めてもらう必要がある。	清涼飲料水会社による特殊詐欺撲滅減バンダーマンの製造、設置 一般社団法人生命保険協会高知協会加盟会社による特殊詐欺被害等の犯罪防止活動の推進 ヤマトグループとの地域安全協定に基づく、地域安全見守り活動の実施 セキスイハイムによる各種防犯CSR活動 パン製造業者による詐欺被害防止パンの商品化	企業による積極的な社会貢献活動が活発化しつつあり、今後とも、事業者自らによる防犯活動の重要性や効果を説明し、継続していく必要がある。	事業者による当該事業の特性を生かした防犯CSR活動の促進	防犯CSR活動の重要性や企業に与えるメリット等についての理解を深めてもらう必要がある。	生活安全企画課	39	

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等				
26	項目 内容 (6)高齢者による活動の促進 ①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるように、老人クラブへの加入を促進します。	県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入促進を図る。 ・若手高齢者を中心としたクラブ活動のリーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催	・さらなる人材育成のため、関係機関と連携した取組が必要 ・大会等の参加者数増加のために、広報活動などの働きかけの強化が必要	・ブロック別リーダー養成研修の実施(6ブロック 参加者数:364名) ・会員増クラブに対する活動支援(5市町村 11クラブ) ・健康づくりリーダー研修会(参加者数:157名) ・介護予防ブロック別研修会(6ブロック 参加者数:612名) ・自ら取り組む認知症対策事業の実施(室戸市、いの町、四万十町 参加者数:305名) ・地域支え合い事業(室戸市、いの町、四万十町) ・元気ハツツ交流会の開催(参加者数:379名) ・ろうれんピックの開催(参加者数:923名) ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催(参加者数:308名)	11クラブ(5市町村)で会員数が増加したものの、県全体ではクラブ数、会員数ともに減少が続いており、今後も引き続き会員増への取組や、若手高齢者の組織化、リーダーの養成が必要である。	県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入促進を図る。 ・若手高齢者を中心としたクラブ活動のリーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催	さらなる老人クラブ加入促進のため、関係機関と連携した取組が必要		高齢者福祉課	40	
27	項目 内容 (6)高齢者による活動の促進 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	高齢者教室や老人クラブが主催する会合等において防犯ボランティアに関する学習・研修会を行い、防犯ボランティアの重要性を訴える。	高齢者が理解しやすい情報伝達や参加しやすい活動	平成29年中、県下において高齢者教室を436回開催し、約12000人近くの参加があった。	老人クラブ等へ参加していない高齢者をいかに参加させるかが課題。	1 高齢者教室や老人クラブが主催する会合等において防犯ボランティアに関する学習・研修会を行い、防犯ボランティアの重要性を訴える。 2 高齢者の特性を生かしたボランティア活動を開始する。	老人クラブ等へ参加していない高齢者をいかに参加させるかが課題。		生活安全企画課	40	
28	項目 内容 (7)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。 3 功労団体表彰の募集、審査、表彰時において、幅広い世代の防犯活動への参画を図られるよう、若者の防犯ボランティア団体の表彰を積極的に検討する。	若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るため、関係機関との連携を図る。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」において、大学生や高校生による防犯ボランティア活動を積極的に記事として掲載し、広報した。 2 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「YCPK」など若い世代のボランティア団体にも協力してもらい、団体の活動活性化を図った。 また、同一イベントで「安全安心まちづくりパネル展」を行い、若い世代の防犯活動を紹介し、周知に努めた。 3 H29安全安心まちづくり功労団体表彰において、高校生による防犯ボランティア団体である「はたのう防犯ボランティア」を表彰した。	1 若い世代のボランティア組織は、ごく限られた地域の活動が中心であり、地域のニーズを考慮しながら団体の設立、活動の支援を図る必要がある。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。	若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るため、関係機関との連携を図る。		県民生活・男女共同参画課	40	
29	項目 内容 (7)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 新規取組団体の開拓 2 既存団体に対する活動要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した情報提供 4 学校等と協働し、保護者世代への参加の呼び掛け	学生ボランティアでは、卒業を機に伴い構成員が入れ替わり、メンバーが減少するおそれがあるため、既存のメンバーや学校関係者と共同し、新入学生を中心にボランティアへの参加を呼びかける必要がある。	大学生ボランティアに対する犯罪情報の提供や警察庁主催のフォーラムでの活動内容の発表、自転車等の鍵掛け運動を中心とした高校生ボランティアによる防犯活動の推進、物品等の提供、高知県青年団と協働した地域安全活動の実施	高校生や学生ボランティアは卒業によってメンバーが減少するおそれがあることから、学校等と連携し、生徒、学生に防犯活動に重要性を理解してもらい、参加を促進していく必要がある。 また、各地区のイベント等に出席する等した地域にすむ若い世代に対し、地域安全活動の重要性を訴えていく必要がある。	1 新規取組団体の開拓 2 既存団体に対する活動要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した情報提供 4 学校等と協働し、保護者世代への参加の呼び掛け	卒業によるメンバー減少への対応、地域に住む若い世代との連携		生活安全企画課	40	

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方針1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画子 記載 ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
30	項目 (1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙・ホームページへの掲載等各種の機会を利用した広報により、その普及に努めます。	1 各団体の防犯活動時にシンボルマーク等を用いた物品の提供を行い、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	高知県における安全安心まちづくりを象徴するシンボルマークを県民に浸透させるため、あらゆる機会を通じて周知に努める。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	1 シンボルマーク=安全安心まちづくりのイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	1 各団体の防犯活動時にシンボルマーク等を用いた物品の提供を行い、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村担当者会で発言しやすいテーマを選考する。	県民生活・男女共同参画課	41
31	項目 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 総会の開催 2 新規構成員の拡充 3 定期広報紙・会報・連絡の発行 4 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物・チラシの提供 5 市町村担当者会の開催	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。	1 平成29年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催(H29.11.6) 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「セキスイハイム東四国株式会社」が加入 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(年4回 440,000部) 4 会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動等を紹介(年4回 各250部) 5 犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議連絡」を発信し、構成員にタイムリーな情報提供を実施(年3回) 6 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供 7 市町村ブロック別担当者会の開催(8月、4ブロックで開催)	1 会報を発行することは、関係団体と連絡を取り合う機会となるが、配布先、機会を開拓する必要がある。 2 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活性化につながるが、共に、推進会議の認知度を高めたい。 3 市町村担当者会では、発言しやすいテーマを選考する必要がある。	1 総会の開催 2 新規構成員の拡充 3 定期広報紙・会報・連絡の発行 4 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物・チラシの提供 5 市町村担当者会の開催	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村担当者会で発言しやすいテーマを選考する。	県民生活・男女共同参画課	41
32	項目 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力 1 高知県教育委員会事務局内のとりまとめ 2 関係機関への連絡・調整 3 会報の送付・掲示 4 各種会議やイベントへの参加・協力	関係諸機関との更なる連携	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、各種の取組へ参画し、活動の一層の活性化を図った。 1 高知県教育委員会におけるとりまとめと情報共有 2及び3 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会への連絡・調整、会報の送付 4 高知県知事部局関係課及び高知県警察本部等との連携した取組 4 推進計画が着実に進むよう、事務局としての幹事会や打合せに出席	活動を活性化するために高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力 1 高知県教育委員会事務局内のとりまとめ 2 関係機関への連絡・調整 3 会報の送付・掲示 4 各種会議やイベントへの参加・協力	今後も、関係機関と連携した取組により、活動の活性化を図る。	学校安全対策課	41
33	項目 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 推進会議構成員の特性に応じた情報を提供し、より一層の活動の活性化を図る。 2 新規構成員の開拓	推進会議構成員の必要とする情報を把握するため、緊密な連携を図ること。	総会及び幹事会において、犯罪情勢について説明する等して情報共有を図った。	会議以外での構成員に対する情報提供方法の確立 新規構成員の開拓	1 犯罪情勢を分析し、「高知県安全安心まちづくり推進会議」に関係する会議等において、情報提供を行う。 2 推進会議構成員の特性に応じた情報を提供し、より一層の活動の活性化を図る。 3 新規構成員の開拓	会議以外で構成員に対する情報提供方法 新規構成員の開拓	生活安全企画課	41

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方針1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(G)	改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
34	<p>項目 (3) 地域における推進体制づくりに対する支援</p> <p>内容 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」において、地域活動団体の活動を紹介、周知することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>2 遠報の発信</p> <p>3 市町村担当学会の開催 (1)開催時期(9月、4ブロックで開催予定) (2)内容 ・第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画に基づく取組 ・全国地域安全運動(10/11～10/20)の実施 ・安全安心まちづくり啓発ポスター・功労団体等表彰の募集</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を継続する。</p> <p>2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(年4回 440,000部) 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行(年4回 各250部) 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議遠報」の発信(年3回) 4 市町村ブロック別担当学会の開催 (1)開催時期 9月(4ブロックで開催) (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について ・全国地域安全運動の実施について</p> <p>市町村担当者との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握することができた。</p>	<p>1 広報紙で地域活動団体の紹介を継続することにより、各地域での活動の活性化を図ることができる。</p> <p>2 会報や遠報を発行することは、関係団体と連絡を取り合う機会となるが、配布先、機会を開拓する必要がある。</p> <p>3 市町村担当者では、発言しやすいテーマを選考する必要がある。</p>	<p>H30年度実施計画</p> <p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介</p> <p>2 会報・遠報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。</p> <p>3 市町村担当学会の開催 (1)開催時期(8月、4ブロックで開催予定) (2)内容 ・第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を継続する。</p> <p>2 市町村担当学会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	県民生活・男女共同参画課	41
35	<p>項目 (3) 地域における推進体制づくりに対する支援</p> <p>内容 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育モデル校の取組の実施と啓発</p> <p>2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の開催(年2回)</p> <p>3 高知県通学路安全推進委員会の開催(年2回)</p>	<p>保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等との連携及び地域のボランティア見守り活動の学校安全の推進体制を構築するために、それらを推進するためのモデル的な取組事例について啓発することが必要である。</p>	<p>1 県内で、防犯・生活安全教育を推進するモデル校を3校、交通安全教育を推進するモデル校4校指定し、保護者・地域・関係機関等と連携した先進的・実践的な取組を実施した。</p> <p>各推進委員会や学校安全教室推進講習会において、モデル校の実践発表の機会を設けた。</p> <p>2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の年2回開催(6月13日(火)・2月8日(木))</p> <p>3 高知県通学路安全推進委員会の年2回開催(7月7日(金)・2月8日(木))</p>	<p>各安全教育実施モデル校では、保護者・地域・関係機関との連携による推進体制のもと、安全教育や安全管理の充実が図られた。この取組の成果を、県内の学校にしっかりと広めていくことが重要。</p>	<p>1 保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育推進体制を構築する市町村(モデル地域)や拠点校の取組の実施と啓発</p> <p>2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の開催(年2回)</p> <p>3 高知県通学路安全推進委員会の開催(年2回)</p>	<p>保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育推進体制を構築する市町村(モデル地域)や拠点校の取組を支援し、その仕組みや実践を県内に啓発・普及する。</p>	学校安全対策課	41
36	<p>項目 (3) 地域における推進体制づくりに対する支援</p> <p>内容 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>構成員の特性に応じた防犯活動に関する各種情報や効果的事例等の提供を行う。</p>	<p>関係機関による体制整備に向けた有効な情報提供を実施すること。</p>	<p>あんしんFメールやHPで各種犯罪情報や地域安全活動に関する情報を提供した。市町村とのブロック別担当学会に出席し、犯罪情勢等に関する説明を行った。各警察署においては、市町村広報紙へ犯罪情勢等に関する記事に掲載を依頼した。</p>	<p>市町村担当者との連携を今以上に強化していく必要がある。</p>	<p>1 構成員の特性に応じた防犯活動に関する各種情報や効果的事例等の提供を行う。</p> <p>2 事業所による防犯CSR活動の促進</p>	<p>構成員の特性に応じた情報等の分析方法、事業所の特性の把握とCSR活動の促進方法</p>	生活安全企画課	41

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方針1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
37	項目 内容 (4) 市町村に対する支援 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」において、地域活動団体の活動を紹介、周知することにより、活動の活性化を図る。 2 連報の発信 3 市町村担当者の開催 (1)開催時期(9月、4ブロックで開催予定) (2)内容 ・第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画に基づく取組 ・全国地域安全運動(10/11～10/20)の実施 ・安全安心まちづくりポスター・功労団体等表彰の募集	1 広報紙、会報で地域活動団体の活動を紹介します。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた効果 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて定むべきプラスの変化 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(年4回 440,000部) 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行(年4回 各250部) 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議連報」の発信(年3回) 4 市町村ブロック別担当者の開催 (1)開催時期 9月(4ブロックで開催) (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について ・全国地域安全運動の実施について 市町村担当者との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握することができた。	1 広報紙で地域活動団体の紹介を継続することにより、各地域での活動の活性化を図ることができる。 2 会報や連報を発行することは、関係団体と連絡を取り合う機会となるが、配布先、機会を開拓する必要がある。 3 市町村担当者では、発言しやすいテーマを選考する必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介 2 会報・連報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。 3 市町村担当者の開催 (1)開催時期(8月、4ブロックで開催予定) (2)内容 ・第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について	1 広報紙、会報で地域活動団体の活動を紹介します。 2 市町村担当者で発言しやすいテーマを選考する。	県民生活・男女共同参画課	42
38	項目 内容 (4) 市町村に対する支援 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	1 地域の犯罪情勢を分析し、市町村の必要とする情報を的確に提供するとともに、他の都道府県における先進的な取組を紹介 2 市町村担当者との意見交換等の場を設ける	市町村による取組を働きかけるだけでなく、取組のために必要となる情報を提供すること。	あんしんメールやHPで各種犯罪情報や地域安全活動に関する情報を提供した。市町村とのブロック別担当者会に出席し、犯罪情勢等に関する説明を行った。各警察署においては、市町村広報紙へ犯罪情勢等に関する記事に掲載を依頼した。	市町村との連絡体制の強化と、市町村が行う取組への支援の強化。	1 地域の犯罪情勢を分析し、市町村の必要とする情報を的確に提供するとともに、他の都道府県における先進的な取組を紹介 2 市町村担当者との意見交換等の場を設ける 3 市町村が行う防犯カメラ設置支援	市町村との連携 会議以外での意見交換の機会確保	生活安全企画課	42
39	項目 内容 (5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援 暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。	1 「みかじめ料等縁切り同盟」拡充に向けた広報啓発 ・みかじめ料等縁切り同盟結成10周年市民大会の開催 2 各暴排組織への活動支援 ・各地区・職域暴排組織の会合に積極的に参加し、活動の活性化を図る 3 大規模工事からの暴力団排除の枠組みづくりの推進 ・大規模公共工事における暴力団排除団体の組織化と情報の発信・共有の為の会合を開催 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援 ・検挙した暴力団員に対し、組織離脱を推進 ・離脱した暴力団員の就労受入企業の拡充	暴力団を許さない社会づくりにおいて、みかじめ料等縁切り同盟の拡充は効果的であるが、加入促進の観点では、地域性やターゲットとする業種の見極めが必要となる。 その他、各計画の活性化を推進するには、警察で一般的に行っている、ミニ広報紙の配布や各種会合等での広報啓発等では浸透力が低く、個別に広報を行うなど、方法について工夫する必要がある。	1 みかじめ料等縁切り同盟の拡充に向けた広報啓発 ・同盟結成10周年市民大会及び各同盟総会の開催 ・暴排ローラーによる広報啓発 2 各暴排組織への活動支援 ・暴排組織協議会、連絡会等合計48回参加するなど活動を盛り上げた。 3 大規模工事からの暴力団排除の枠組みづくりの推進 ・大規模公共工事からの暴力団排除団体との会合を3回実施し情報共有を図った。 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援 ・離脱、就労相談等12件を受理した。 ○暴排ローラーによる加入促進効果あり ○会合への参加による支援効果あり ○組織からの離脱例あり	みかじめ料等縁切り同盟結成10周年市民大会を開催し、メディアを通じ開催状況を報道するなど、暴力団を許さない社会づくりの必要性を広く示せた。 また、各地区・職域暴排組織の会合への参加、大規模工事における暴力団排除協議会の設立等、支援活動に対する一定の成果があった。 暴力団組織からの離脱面では、相談もあり離脱例も確認されたが、社会復帰のための就労支援面では、協力企業への就労が実現せず、また、新規受入企業の発掘にも至れず、今後は、業種(過去は建設系企業が主)にこだわらず、開口を広げた活動を展開する必要がある。	1 みかじめ料等縁切り同盟拡充に向けた広報・啓発 ・事業者への暴排ローラー及び地域別での新聞折り込みによる広報の実施 2 各暴排組織への活動支援 ・各地区・職域暴排組織の会合に参加し、他組織の活動情報等の提供を行うなど今後の活動への支援を図る。 3 大規模工事からの暴力団排除の枠組みづくりの推進 ・大規模工事の際には協議会を設立するよう自治体への働き掛けを実施。 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援 ・矯正施設収容者(暴力団員)を組織から離脱させるため、同施設との情報共有及び離脱者の就労受入企業の拡充を図る。	1 暴排ローラーの実施時期や回数、新聞折り込みの配布地域や範囲の選定。 2 の様な他媒体を利用していくか。 3 組織離脱、社会復帰希望者が真剣にその考えを持っているかの見極め。 就労先での成功例を増やせるか。	組織犯罪対策課	42

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的な方針2 日常生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(G)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
40	項目 ① ネットワークづくり ① 地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう、働きかけます。	1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり(地域見守り協定含む)のPR ・活動(地域見守り協定含む)のPR	新たな協定事業者の発掘や広報等による活動の周知が十分でない。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に取れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・新たに5事業者と地域見守り協定の締結に同意することができた。 ・三者を開催したことで見守り活動の状況等について情報共有することができた。	H30年度実施計画 1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・締結同意に至った事業者との協定締結 ・新たな事業者との締結合意に向けた協議 ・締結事業者、県民児童、県との三者会の開催 ・HPやSNS等を利用した見守り活動の広報	・三者在が内輪の情報共有で終わらないよう、活動内容を外に向けてPRする必要がある	地域福祉政策課	44
41	項目 ② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・県民の関心を引き年間を通じた広報活動 ・加工品情報・農家レストラン探索マップの新規作成・配布 ・中心商店街での特産品販売・PR活動 ・講演会・フォーラムの実施 2 活動の継続に向けた後押し ・研修会の開催 ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣 ・集落活動センター連絡協議会の支援 3 集落活動センター推進事業(補助事業) 4 集落の活力づくり支援事業(補助事業) 5 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 計画：2市2件 (2)生活用水確保支援事業 計画：14市町村24件 (3)移動手段確保支援事業 計画：11市町村11件 ・自家用有償運送運転手資格取得講習会受講料一部補助 6 移動手段の確保対策 ・市町村職員を対象とした研修会や先導事例視察の実施 ・移動手段確保対策ハンドブックの改定	・集落活動センターの推進にかかわる市町村の取り組み状況の把握 ・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携 ・集落活動センター相互の連携 ・生活用品確保等支援事業における市町村の買ひ物対策にかかわる実態の把握。	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・フリーペーパー・Kへの集落活動センター 取材記事掲載 ・ポータルサイト「えいとこころ」の運用 集落活動センター支援ハンドブックの改訂 ・冊子「土佐巡里」の作成・配布 ・中心商店街での特産品販売・PR活動：9回 ・フォーラム(6/11・248名、3/15・165名) 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣：延べ27回 ・研修会等の開催 全体1回(6/11・150名)、 分野別2回(9/14・75名、12/26・94名) ・集落活動センター連絡協議会の支援 エリア別情報交換会の開催：2回 3 集落活動センター推進事業(補助事業) ・20市町村28事業に対して交付決定 4 集落の活力づくり支援事業(補助事業) ・12市町村16事業に対して交付決定 5 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 実績：2市2件 (2)生活用水確保支援事業 実績：16市町村38件 (3)移動手段確保支援事業 実績：10市町村11件 ※自家用有償運送運転手講習：18名補助 6 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全体研修会(37名) ・移動手段確保対策ハンドブックの改訂	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし 27市町村44地区で集落活動センターが開設し、各地域において、支え合いの活動や安全・安心の仕組みづくりに向けた取り組みがスタートした。 2 活動の継続に向けた後押し ・研修会に、集落活動センターの関係者・地域住民の皆様のほか、市町村職員や高知ふるさと応援隊等が参加し、集落活動センターの意義や事例を学んでいただいた。 さらに、分野別研修として事業計画作成や財務・法人化の研修を受講いただき、各地域の取り組みに活かされた。 ・集落活動センター連絡協議会の活動により、センター間の情報交換や交流の場が生まれた。 3 集落活動センター推進事業(補助事業) ・20市町村28事業に対して交付決定 4 集落の活力づくり支援事業(補助事業) ・集落活動センターの取り組みなどに必要な経費に対し補助した。 5 中山間地域生活支援総合事業 生活用品・生活用水・移動手段の確保への支援を行うことで、中山間地域で将来にわたり暮らし続ける環境整備が著実に進んでいる。 6 移動手段の確保対策 公共交通空白地等のある地域において、市町村の移動手段確保に対する認識を深めるとともに、地域の実情に応じた移動手段の検討が進んでいる。	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・県民の関心を引き年間を通じた広報活動 ・加工品情報・農家レストラン探索マップの作成・配布 ・中心商店街での特産品販売・PR活動 2 活動の継続に向けた後押し ・研修会の開催 ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣 ・集落活動センター連絡協議会の支援 3 集落活動センター推進事業(補助事業) ・基幹ビジネス確立支援事業の新設 4 集落の活力づくり支援事業(補助事業) 5 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 計画：2市2件 (2)生活用水確保支援事業 計画：14市町村23件 (3)移動手段確保支援事業 計画：14市町村11社15件 ※自家用有償運送運転手資格取得講習会受講料一部補助 6 移動手段の確保対策 ・市町村職員を対象とした研修会や先導事例視察の実施 ・移動手段確保対策ハンドブックの改定	・市町村の対策の把握 ・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携 ・集落活動センター相互の連携	中山間地域対策課	44
42	項目 ② ネットワークづくり ② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	地域福祉アクションプラン(市町村作成の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画を一体的に策定したもの)の策定及び実践、進行管理の推進に向けて、市町村及び市町村社協への研修を開催	住民同士の助け合い等による地域福祉活動を推進するため、各市町村における地域福祉アクションプランの実践や進行を管理する体制の構築が必要。	10月31日【参加者：119名】 市町村及び市町村社協を対象とした地域福祉(支援)計画実践支援研修の開催(参加者：119名) 地域福祉計画に関する国の動向やあったかふれあいセンターをテーマに、市町村と市町村社協とが連携した計画の進行管理体制が構築されている市町村の事例報告を実施。	研修を通して、市町村及び市町村社協の連携体制を強化するとともに、より身近な住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援した。	市町村における地域福祉活動の支援につながる 計画：14市町村23件 2 地域福祉アクションプランの策定支援(H30年度 4市町村)	1 国から示された地域福祉計画策定ガイドラインに基づいた各市町村における地域福祉アクションプランの策定。 2 あったかふれあいセンターを拠点とする地域福祉活動のさらなる推進。	地域福祉政策課	44

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
43	項目 (1) ネットワークづくり ③重層的なネットワークの構築 社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。	1 対策を講じる必要性が高い犯罪や被害者の類型ごとにネットワークを漏れなく整備 2 日常生活や社会活動において犯罪被害に遭う不安を感じている地域住民や事業者に対して、安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供 3 事件・事故が発生した場合に速く通報や連絡を受理 4 犯罪被害に遭う危険性がある場所等に関する情報を提供	既存のネットワークを活用しての活動を活性化 新規ネットワークの構築	事業者等との特殊詐欺被害防止等に関する協定や地域安全協定の締結 協定に基づく犯罪情報や被害防止対策についての情報発信の実施	安全安心まちづくりにとって有益なネットワークを構築できたが、今後も拡大していく必要がある。 ネットワークを活用した適時的確な情報発信していく必要がある。 構築したネットワークを形骸化させないように活性化させていく必要がある。	1 対策を行う犯罪の類型ごとにネットワークを整備 2 ネットワークを通じて安全・安心に役立つ情報をタイムリーに発信 3 新規ネットワークの構築	既存のネットワークを活用しての活動を活性化 新規ネットワークの構築	生活安全企画課	44

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方針3 サイバー空間における被害を抑制する取組を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
44	<p>項目内容 (1)広報・啓発の充実 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等身近な事例を通じたサイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行うなど、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。</p>	<p>1 警察官による民間企業や学校等における講演の実施 2 情報セキュリティ会社による講演の実施 3 県警ホームページでの広報 4 中小企業向けの機関誌に広報記事を掲載 5 IPA主催の標語コンクールを支援 6 携帯電話会社との共同による広報 7 よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催</p>	<p>広報啓発の実施に当たり、情報セキュリティやサイバー犯罪に関する専門用語を多用せず、具体的な事例を活用して、小学生から高齢者まで理解できるように推進する。</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの実化</p> <p>1 本部及び県下12署で小学校から大学、企業等において講演を実施 2 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会及び研修会においてマカフィ等の情報セキュリティ会社による講演 3 県警ホームページでの広報 4 中小企業向けの機関誌に広報記事を掲載 5 IAP主催の標語コンクールにおいて優秀作品の選定、表彰 6 高知県において携帯電話会社との共同による広報 7 ポリテクカレッジ高知の「ものづくりフェスタ」において、よさこいネットワークセキュリティを開催し、情報クイズによる広報啓発</p>	<p>1 小学校では情報モラル教室、高校等にはサイバー犯罪被害防止対策等について講演し、対象者に合わせた広報啓発ができた。 2 マカフィ等の情報セキュリティ会社による講演は、最新のサイバー空間の脅威を知る上で効果的であり、一般企業の防衛意識の向上が図られた。 3 前年のIPA標語コンクール優秀作品を、よさこいネットワークセキュリティにおいて活用し広報啓発ができた。</p>	<p>1 警察官による民間企業や学校等における講演の実施 2 情報セキュリティ会社による講演の実施 3 県警ホームページでの広報 4 民間の機関誌等に広報記事を掲載 5 IPA主催の標語コンクールを支援 6 携帯電話会社との共同による広報 7 よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催</p>	<p>1 講演後、フィルタリングやウイルス対策ソフトを導入したかなど、関係者と連携して広報啓発の効果を確認する必要がある。 2 広報啓発は、情報セキュリティに関する知識がない県民まで広げるため、対象者、実施機会、内容を選定する必要がある。</p>	警務課・生活環境課	45
45	<p>項目内容 (1)広報・啓発の充実 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害やスマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案などの注意喚起等を行う等、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回) ・安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施</p>	<p>県内のサイバー犯罪の被害状況や傾向等を把握し、関係機関と連携を取りながら、適切な広報啓発の方法を検討する必要がある。</p>	実績なし	<p>H29年度は、サイバー犯罪については、広報の機会が無く、啓発の実績無し。 ・サイバー空間の脅威については、年々深刻さを増す傾向にあるので、基本的な知識等を、広く広報する必要あり。 ・県民にサイバー犯罪の脅威を身近なものとしてとらえていただけるよう、関係機関と連携をとり、イベント等の機会に広報啓発活動を行う必要あり</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回) ・安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報</p>	<p>県内のサイバー犯罪の被害状況や傾向等を把握し、関係機関と連携を取りながら、適切な広報啓発の方法を検討する必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	45
46	<p>項目内容 (2)情報共有の促進 サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対応経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。</p>	<p>1 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催 2 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムの受講 3 全国警察によるサイバー犯罪の情報共有</p>	<p>情報共有を効果的に促進するため、産学官がそれぞれ連携できるように調整を図る必要がある。</p>	<p>1 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催(7月、2月) 2 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムを受講(2名) 3 全国警察によるサイバー犯罪発生状況、検挙状況を情報共有</p>	<p>1 連絡協議会を開催し、産学官それぞれが保有する最新の情報セキュリティについて情報交換することができた。 2 全国警察が協力したことで、サイバー犯罪検挙状況や捜査手法を情報共有することができた。</p>	<p>1 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催 2 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムの受講 3 全国警察によるサイバー犯罪の情報共有</p>	<p>1 産学官の情報共有が最新のものとなるよう、連絡協議会の開催時期、研修内容を見極める必要がある。</p>	警務課・生活環境課	45
47	<p>項目内容 (3)サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成 産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。</p>	<p>1 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱と研修会の実施 2 サイバー防犯ボランティアの委嘱とサイバーパトロールの実施 3 県警サイバー犯罪捜査専科の実施 4 全国規模のサイバー犯罪捜査専科の受講 5 高知工業高等専門学校による講義の実施 6 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 7 情報セキュリティ会社研修の受講</p>	<p>人材確保及び育成を促進するため、産学官からの教育や人事交流ができるよう調整を図る必要がある。</p>	<p>1 高知工科大学副学長をサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに委嘱、警察官に対する研修会を実施(年8回) 2 高知工科大学学生団体Cykutをサイバー防犯ボランティアに委嘱、研修会を開催 3 県警サイバー犯罪捜査専科を実施(警察官14名) 4 全国規模のサイバー犯罪捜査専科を受講(7回) 5 県警サイバー犯罪捜査専科における高知工業高等専門学校による講義の実施 6 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定を実施(年3回) 7 情報セキュリティ会社研修を受講(3社)</p>	<p>1 テクニカルアドバイザーによる高知工業高等専門学校に技術習得することができた。 2 Cykutがサイバーパトロールで発見した有害情報をサイト管理者に多数通報したとして、警察庁から表彰され、ボランティア意識の広報を図ることができた。 3 警察官が各種専科等を受講したことで専門的知識を習得することができた。</p>	<p>1 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱と研修会の実施 2 サイバー防犯ボランティアの委嘱とサイバーパトロールの実施 3 県警サイバー犯罪捜査専科の実施 4 全国規模のサイバー犯罪捜査専科の受講 5 高知工業高等専門学校による講義の実施 6 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 7 情報セキュリティ会社研修の受講</p>	<p>1 サイバー空間の脅威への対処訓練や研修会が有意義なものとなるよう、実施時期、内容等を見極める必要がある。 2 大学や工業高校等と連携し、情報セキュリティの知識のある人材を警察官採用できるように積極的に勧誘・募集する必要がある。</p>	警務課・生活環境課	45

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方案1 学校等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
48	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>・学校運営において「児童生徒の安全確保」が重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう要請を行っていく。</p>		<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>・学校訪問等を活用して、「児童生徒の安全確保」の重要さについて認識を深めるよう要請した。</p>	<p>・教職員にも「児童生徒の安全確保」の重要の認識が深められている。</p>	<p>・学校運営において「児童生徒の安全確保」が重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう要請を行っていく。</p>		私学・大学支援課	46
49	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防災に配慮した取組を行っているか確認を行う。</p>	特になし。	<p>福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。</p>	<p>防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。</p>	<p>障害福祉サービス事業所等(居宅系を除く)に対して、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び実地訓練等の取組状況について、指定更新や実地指導の際に確認する。 不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導する。</p>	特になし。	障害福祉課	46
50	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 児童養護施設等に対して、指導監督実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る。</p>	<p>1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出時の児童の安全確保</p>	<p>指導監督実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、「学校等における児童等の安全確保のための指針」の周知を図る。(12施設)</p> <p>点検項目の不備(H29) ・「職員の役割の明確化」:1施設 ・「外部からの人の出入りの確認」:2施設 ・「防犯のための避難訓練等の実施」:8施設</p>	<p>児童の安全確保に向けた取組が不十分な施設もあり、引き続き「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」に基づく安全対策の強化が必要。</p>	<p>1 児童養護施設等に対して、指導監督実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る。 2 外出時の児童の安全確保</p>	関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備	児童家庭課	46
51	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施主体である市町村等に対して指針等を周知徹底 ・研修会の開催</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危機箇所等の点検等について通知発送(4月5月) ・避難訓練の実施について通知発送(5月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日(2会場)9/23,10/15,11/18,1/20-21 91名修了 (※認定資格取得者達311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9~10月)</p> <p>対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(96.2%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(93.5%)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9~10月)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。</p>	生涯学習課	46

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトプット(結果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
52	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 「高知県安全教育プログラム」を活用した安全教育の推進 2 各学校の「学校安全計画」策定による、計画的かつ効果的な安全教育及び安全管理の徹底</p>	<p>「安全教育プログラム」の学校における実施利用率を100%とするための要なる取組の継続が必要である。</p>	<p>1 「高知県安全教育プログラム(震災編)(気象災害編)(交通安全編)(生活安全編)」に基づいた、安全教育及び安全管理の推進について、研修会等で意図や方法を説明し、取組を働きかけた。 2 各学校の「学校安全計画」については、昨年度不十分だった箇所を指摘し、再チェックをかけることにより、各学校で安全教育及び安全管理が計画的・確実に取り組まれるよう、体制を整えた。</p>	<p>1 安全教育は教育課程上には位置付けられていないものの、「高知県安全教育プログラム」に基づく実践を求めてきたところ、県内教員の学校安全への意識は高まってきた。 2 各学校の「学校安全計画」については、計画的で確実な取組ができるよう一定整備はできた。 県立の学校施設においては、耐震化等の防災ハード対策は一定終了し、構造部材やブロック塀等の改修を進めている。</p>	<p>1 「高知県安全教育プログラム」を活用した安全教育の推進 2 各学校の「学校安全計画」策定による、計画的かつ効果的な安全教育及び安全管理の徹底</p>	<p>震災編による防災の授業実施率は100%になった。引き続き、「交通安全」「防犯・生活安全」その他の領域の安全教育の推進を呼びかけていく。</p>	学校安全対策	46
53	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>学校警察連絡協議会等学校関係者との会合、その他子どもの安全を確保するために活動する団体の会合等に参加して、指針の周知を図るとともに、学校等における児童等の安全を確保するために必要となる情報提供をする</p>	<p>学校等の設置・管理者に対する「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るための機会の確保</p>	<p>各警察署において、学校、幼稚園、保育所における不審者対応訓練や学校警察連絡協議会、その他学校関係者が出席する会合等において指針の重要性について周知を図った。</p>	<p>不審者対応訓練は指針の周知を図る絶好の機会ではあるが、すべての学校等で実施できていないので、今後も学校等に対して訓練の実施を働きかけていく必要がある。</p>	<p>学校関係者との会合、訓練、その他子どもの安全を確保するために活動する団体の会合や行事等に参加して、指針の周知を図る。</p>	<p>会合や行事等の開催時期の把握</p>	生活安全企画課	46
54	<p>項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進</p> <p>内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持していく。</p>	<p>・マニュアルの記載内容の定期的な点検見直しの必要性について、注意喚起している。 ・緊急時に教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう、教職員への周知徹底等についても要請を行っていく。</p>		<p>・学校訪問を活用し、必要に応じた安全管理マニュアルの見直しを要請している。 ・危機管理マニュアルの見直しの実施校14校(77.8%)</p>	<p>・必要に応じて、マニュアルの見直しが行われている。</p>	<p>・マニュアルの記載内容の定期的な点検見直しの必要性について、注意喚起している。 ・緊急時に教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう、教職員への周知徹底等についても要請を行っていく。</p>		私学・大学支援課	46
55	<p>項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進</p> <p>内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、郊外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。</p>	<p>1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。</p>	特になし。	<p>福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。</p>	<p>防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。</p>	<p>障害福祉サービス事業所等(居宅系を除く)に対して、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び実地訓練等の取組状況について、指定更新や実地指導の際に確認する。 不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導する。</p>		障害福祉課	46

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

№	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
56	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 児童福祉施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、安全管理のためのマニュアルの策定状況について確認し、指導する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(効果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの実化 指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、危機管理マニュアル等の策定状況について確認し指導した。(12施設) マニュアルの策定なし及び見直しが必要(H29):5施設	安全管理のためのマニュアルの策定等に向けた指導が必要。	1 児童福祉施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、安全管理のためのマニュアルの策定状況について確認し、指導する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	46
57	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村ヒアリングの場等を通じ、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成の園に対しても内容の充実を図る必要がある。	1. 全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請(7月～8月:34市町村)。 2. 危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じてマニュアル整備を要請。	危機管理マニュアルについては、98.3%の園で作成されている。今後は、未作成の園への作成支援が必要。	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村ヒアリングの場等を通じ、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成の園に対しても内容の充実を図る必要がある。	幼保支援課	46
58	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災マニュアルの作成・見直し等を支援 ・マニュアルの策定や見直しに必要な情報を市町村に提供 ・安全・安心への対応を学ぶ機会を提供(研修会の開催)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・4月5月) ・避難訓練の実施について通知発送(5月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4名(2会場)9/23,10/15,11/18,1/20-21 91名終了 (※認定資格取得者延べ311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9～10月) 対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(98.2%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(93.5%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	46
59	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 各学校における危機管理マニュアルの見直しについて、各種研修会等を通して指導 2 学校危機管理マニュアルの内容と見直し、教職員による共有の状況を、アンケート調査で把握	より効果性のある「危機管理マニュアル」となるよう全ての学校で毎年見直しを行うよう点検・指導が必要である。	1 各学校における「危機管理マニュアル」の内容項目や見直し状況については、年度末のアンケート調査で把握し、不十分な箇所は適宜指導している。また、各種研修会等を通して、効果的なマニュアル整備と共有を説明している。「学校危機管理マニュアル」の共有・見直しをしている学校の割合100% 2 「学校安全教室推進講習会」を開催し、交通安全及び生活安全の事故防止に備えた取組について、講演や演習等から参加者の意識とスキルの向上を図った。	各種研修会や働きかけにより、教職員の安全管理意識は高まってきている。不審者対応や交通事故対応、怪我や体調不良等の突発的な事故対応等のあらゆるケースに備え、各学校のマニュアルを充実するよう、今後も働きかけていく。 各学校で「学校防災マニュアル」の点検・評価を毎年実施することにより、マニュアルを一層効果的なものへと見直すことができた。	1 「学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月、文部科学省)」に基づいた、各学校における危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月、文部科学省)に基づき、別途ミサイル発射に係る対応行動についてもマニュアルに盛り込み、教職員・児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。 訓練による課題を反映させるなど、より効果性のある「危機管理マニュアル」となるよう、全ての学校で毎年見直し・共有が行われるよう点検・指導が必要である。	学校安全対策課	46	

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(効果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
60	項目 進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	不審者の侵入が起こりうることを認識し、必要な防犯訓練を実施するよう要請を行っていく。		・警備員の配置、防犯カメラの設置の実施 ・教育委員会が実施する研修会への参加5校(27.8%)	・学校により工夫された対策が取られている。 ・県が実施する研修への参加や、研修参加者による校内研修の実施など、教職員の防犯に対する意識を高めている。	・不審者の侵入が起こりうることを認識し、必要な防犯訓練を実施するよう要請を行っていく。		私学・大学支援課	46
61	項目 進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	実地指導などにおいて、障害福祉サービス事業所等の防犯に配慮した取組(マニュアルや訓練の実施等)を確認するとともに、日ごろから警察等と連携した防犯訓練に取り組むよう助言する。	特になし。	障害福祉課	46

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方針1 学校等における児童等の安全を確保する

№	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトプット(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの実化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
62	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、不審者侵入防止訓練の実施について指導をする。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、防犯のための避難訓練等の実施状況について確認し指導した。(12施設) 防犯のための避難訓練等未実施(H29):8施設	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導しているものの、実施できていない施設がある。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、不審者侵入防止訓練の実施について指導をする。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	46
63	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を実施 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月5月) ・避難訓練の実施について通知発送(5月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日(2会場)9/23,10/15,11/18,1/29-21 91名終了 ・(※認定資格取得者証6311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9~10月) 対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(98.2%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(93.5%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9~10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の定義等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	46
64	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 各学校における、不審者侵入を想定した対応や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発 2 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言	1 各学校における、不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の向上を図るため、「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え市町村や教職員に指導・支援を行う必要がある。	安全管理体制の整備や教職員のスキル向上につなげるために、「スクールガード・リーダー連絡協議会」、「学校安全教室推進講習会」及び「防犯・生活安全教育推進委員会」において、教職員対象の「不審者対応訓練」の重要性を説明し、実践を促してきた。	不審者対応スキルと組織体制の必要性については一定理解されていると思われるが、「不審者対応訓練」の実施率が思うよう上がっていない。安全教育実施モデル校の取組の成果を紹介しながら、一層の啓発と指導を行う必要がある。	1 各学校における、不審者侵入を想定した対応や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発 2 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言(巡回活動における情報提供等)	教職員などを対象とした、不審者侵入を想定した防犯訓練の実施率を向上させるための啓発活動を行っていく必要がある。	学校安全対策課	46
65	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 実施に発生するおそれのある事案を想定した効果的な不審者対応訓練の実施 2 訓練結果に基づき、安全管理マニュアルの見直しのための助言	マニュアルの見直し等に必要情報を提供する機会の確保	各警察署では、学校、幼稚園、保育所において不審者対応訓練を実施し、訓練により得られた反省点や教訓を基にマニュアル等の見直しについて指導を行った。	今後も想定訓練を実施し、訓練により得られた反省点等の基に、危機管理体制について指導・助言を行うとともにマニュアルの改訂等の促進に引き続き取り組んでいく必要がある。不審者対応訓練はマニュアルの見直し等を行う絶好の機会ではあるが、すべての学校等で実施できていないので、今後も学校等に対して訓練の実施を働きかけていく必要がある。	1 実施に発生するおそれのある事案を想定した効果的な不審者対応訓練の実施 2 訓練結果に基づき、安全管理マニュアルの見直しのための助言	不審者対応訓練はマニュアルの見直し等を行う絶好の機会ではあるが、すべての学校等で実施できていないので、今後も学校等に対して訓練の実施を働きかけていく必要がある。	生活安全企画課	46
66	(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行う。	・学校と保護者において、児童の通学の安全が図られるよう要請を行っていく。	・生徒の通学範囲が広域である。	・地域の安全活動への参加 14校(77.8%) ・家庭や地域、関係機関と連携した会議の実施 18校(100%)	・積極的に地域や団体と開かれ、児童の安全活動につなげている。 ・地域の方々との交流を行っている。	・学校と保護者において、児童の通学の安全が図られるよう要請を行っていく。	・生徒の通学範囲が広域である。	私学・大学支援課	47
67	(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルなどが必要とされているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導などに助言を行う。	特になし。	障害福祉課	47

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方針1 学校等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
68	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に地域住民や関係機関との連携がとれているかを確認し、指導する。 2 「高知県子ども見守り体制推進交付金」などを活用し、地域の見守り体制の充実を図る。	2 地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●アウトプット(結果) ●アウトカム(成果) ●アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) ＊活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市 中土佐町・黒潮町・大月町	・人材不足等を理由に児童虐待防止対策コーディネーターを配置する市町村が少ない。 ・児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・全市町村の児童福祉担当部署(要保護児童対策地域協議会調整機関)へ訪問し、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制の現状把握 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	児童家庭課	47	
69	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実(=事業の推進) ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供 2 学校支援地域本部等事業 ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保 2 学校支援地域本部等事業 ・人口減少や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要。 ・地域学校協働本部のモデル校の取組支援等を通じた学校と地域による見守りの仕組みづくりの着実な実施。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日(2会場)9/23,10/15,11/18,1/20-21 91名修了 (※認定資格取得者延べ311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9, 9/10) 2 学校支援地域本部等事業 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置4名 ・活動内容の充実と人材育成 高知県地域学校協働研修会等 7/11 参加者 99名、満足度 83%、 1/27 参加者 281名 ・モデル7校において「高知県版地域学校協働本部」の建設計画に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施 ・モデル事例集を作成(3月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・全市町村で学校支援地域本部事業の取組が行われている。 ・H29実施状況 114小学校、73中学校、2義務教育学校 地域コーディネーター研修会 3回 学校支援活動(H29実績)23,000回 民生・児童委員の参画率(H29) 95.3% ・モデル7校において学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」への取組が始まっている。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) 2 学校支援地域本部等事業 ・地域本部で活動する人材の発掘等 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認による現状確認の取組(5月～) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって、地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	生涯学習課	47
70	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 スクールガード・リーダーによる見守り活動の指導と評価活動の充実 2 スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実・強化について、市町村教育委員会を通じての働きかけ 3 防犯・生活安全教育実施モデル校における先進的な取組と啓発	1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード等の見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、次の活動を実施 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価活動(21市町村でスクールガード・リーダー40名を要員 183校を巡回) ・「スクールガード・リーダー連絡協議会」において、見守り活動の目的や効果を周知 2 各市町村に、スクールガード(学校安全ボランティア)による組織だった取組を充実・促進するよう依頼(各市町村指導専務担当者会等) 3 「学校安全教室推進講習会」「高知県防犯・生活安全教育推進委員会」における拠点校の実践発表による啓発	1 スクールガード・リーダーの専門的な知見に基づいた見守り活動は、学校内外の安全管理を促進する効果的な営みとなり、犯罪や事件発生の抑止力となっている。 2 全ての小学校区でのスクールガードの見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 スクールガード・リーダーによる見守り活動の指導と評価活動の充実 2 スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実・強化について、市町村教育委員会を通じての働きかけ 3 防犯・生活安全教育実施モデル校における先進的な取組と啓発	学校安全対策課	47	
71	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実を努めます。	・児童生徒の安全の確保のため、学校や保護者、関係機関が連携して行う安全教育について要請を行っていく。	・児童等を対象とした防犯教室の実施 9校(50%)	・関係機関と連携して、防犯教室等を実施している。	・児童生徒の安全の確保のため、学校や保護者、関係機関が連携して行う安全教育について要請を行っていく。	・児童生徒の安全の確保のため、学校や保護者、関係機関が連携して行う安全教育について要請を行っていく。	私学・大学支援課	47	

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

№	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの実化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
72	項目 (4) 児童等への安全教育的の充実 内容 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的の充実を努めます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、助言を行う。	特になし。	障害福祉課	47
73	項目 (4) 児童等への安全教育的の充実 内容 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的の充実を努めます。	1 児童養護施設等に対して、指導監督実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育的の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監督実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、防犯のための避難訓練等の実施状況について確認した。(12施設) 防犯のための避難訓練等未実施(H29):8施設	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導しているものの、実施できていない施設がある。	児童養護施設等に対して、指導監督実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育的の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	47
74	項目 (4) 児童等への安全教育的の充実 内容 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的の充実を努めます。	市町村ヒアリング等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園等における安全管理・安全教育的の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施率及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率とともにさらに向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある。	1. 全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育的の実施状況についてヒアリングと推進を要請(7月～8月)。 2. 危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じマニュアル整備を要請	子どもに対する防犯教室の実施率は89.3%、教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率は85.9%であることから引き続きあらゆる場面を通じて防犯教室等の開催の必要性を十分に理解してもらい、実施に向けて要請をしていく必要がある。	市町村ヒアリング等を通じ、保育所等における安全管理・安全教育的の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率をさらに向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある。	幼保支援課	47
75	項目 (4) 児童等への安全教育的の充実 内容 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的の充実を努めます。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全教育的の充実について周知、啓発を実施 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月5月) ・避難訓練の実施について通知発送(5月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日(2会場)9/23,10/15,11/18,1/20-21 91名修了 (※認定資格取得者延べ311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9～10月) 対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(96.2%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(93.5%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等への安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	47
76	項目 (4) 児童等への安全教育的の充実 内容 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的の充実を努めます。	教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の推進 1 「スクールガード・リーダー連絡協議会」において、市町村担当者へ「防犯教室」等開催の依頼 2 「学校安全教室推進講習会」において、「防犯教室」等の効果について説明	「防犯教室」の開催等の実施率が減少するなど、学校における、防犯に関する取組の優先順位が低下していることから「学校安全教室推進講習会」等の機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、働きかけを行う必要がある。	教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するため、「防犯教室」の趣旨と効果の説明及び安全教育的の実施モデル校による実践発表の機会を設けた。 1 「スクールガード・リーダー連絡協議会」の年2回開催(5月22日(月)8月21日(月)) 2 「学校安全教室推進講習会」の開催(8月21日(月)) 3 「高知県防犯・生活安全教育的推進委員会」における拠点校の実践発表による啓発(2月8日(木))	子どもたちを犯罪から守るための良い啓発となった。各学校での防犯教室の実施については、その有用性や取組の成果を紹介しながら継続して、実施率を向上させていく。	教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の推進 1 「スクールガード・リーダー連絡協議会」において、市町村担当者へ「防犯教室」等開催の依頼 2 「学校安全教室推進講習会」において、「防犯教室」等の効果について説明	各学校での防犯教室の実施については、実施率を向上させるために、その有用性や取組の成果を紹介しながら、継続して市町村や学校教職員に働きかけを行っていく必要がある。	学校安全対策課	47

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を踏まえて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
77	(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実を努めます。	1 誘拐被害防止教室の実施 2 子ども参加型の不審者対応訓練の促進 3 防犯ボランティアと協働しての安全教育の実施	子供の自主防犯意識を高揚させるための親しみやすい教育方法の確立	各種被害防止教室の開催 幼稚園や保育所等において、子どもを参加させての不審者対応訓練や誘拐防止教室を実施し、体験型学習を取り入れた。防犯ヒーローを活用しての誘拐被害防止教室の開催 子ども110番の家やくるまの周知	児童へ安全教育を浸透させるためには繰り返し実施する必要があるため引き続き取り組む。不審者対応訓練等については、想定を覚えながら反復継続して実施することが重要であるため、学校等の要請に応じて訓練内容の充実を図りながら継続して取り組む。	1 誘拐被害防止教室の実施 2 子ども参加型の不審者対応訓練の促進 3 防犯ボランティアと協働しての安全教育の実施	子供の自主防犯意識を高揚させるための親しみやすい教育方法の確立	生活安全企画課	47
78	(4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	1 「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 2 「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を「学校安全教室推進講習会」において説明 3 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発	学校における「安全マップ」作成に向け、有効性や作成方法について周知し、作成に向けた一層の働きかけが必要である。	「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 1 「学校安全教室推進講習会」において、「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を説明(6月21日(月)) 2 「高知県防犯・生活安全教育推進委員会」において、「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例を拠点校より紹介、啓発(2月8日(木)) 3 拠点校の「地域安全マップ」の取組事例を学校安全対策HPに掲載	児童等の危機予測・危機回避能力を高めるための安全マップの教育効果を研修できる機会を提供できた。さらに、安全マップを活用した安全教育の推進に取り組んでいく。	1 「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 2 「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を「学校安全教室推進講習会」において説明 3 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発	安全マップの教育効果を研修できる機会、実践事例を紹介する機会を設け、教職員に取組実施を促していく必要がある。	学校安全対策課	47
79	(4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	1 安全マップ作成の基礎資料としての犯罪発生情報や不審者情報の提供 2 「わかりやすく、伝わりやすい」マップの作成方法の指導	安全マップの重要性の周知と認知度向上の促進	安全マップを作成した学校等に子ども110番の家や場所や不審者出没場所、その他子供の安全に係る情報等、安全マップの作成に必要な情報を提供した。	安全マップの作成は、子どもの防犯意識を高揚させるために重要だと思われるが、やや認知度が低いと認められるため、認知度を上げる方策の考案するとともに、引き続き作成に当たって必要な情報を提供することに努める。	1 安全マップ作成の基礎資料としての犯罪発生情報や不審者情報の提供 2 学校等と協働しての安全マップの作成 3 「わかりやすく、伝わりやすい」マップの作成方法の指導	安全マップの重要性の周知と認知度向上の促進	生活安全企画課	47
80	(5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	・各種教室や行事の中で、防犯教育の定着について要請を行っていく。	・学校施設の安全点検の実施18校(100%)	・定期的に施設や設備の安全点検が実施されている。	・各種教室や行事の中で、防犯教育の定着について要請を行っていく。			私学・大学支援課	47
81	(5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1及び2 住宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、助言を行う。	特になし。	障害福祉課	47
82	(5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がとれているかを確認し、防犯設備の充実を図る。 2 施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を施設に働きかける。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童安全確保	指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行い(12施設)、概ね全ての施設で整備ができている	引き続き、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行っていく。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がとれているかを確認し、防犯設備の充実を図る。 2 施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を施設に働きかける。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童安全確保	児童家庭課	47

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方針1 学校等における児童等の安全を確保する

№	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 冊子 掲載 ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(成果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(効果) アウトプット(成果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
83	<p>(5) 防犯環境整備の促進</p> <p>学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <p>・市町村訪問や研修等の機会を活用し、環境整備の徹底について周知、啓発を実施</p> <p>・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <p>・国の基準等に基づく一定水準の質の確保</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <p>・防災対策研修会の実施(県内3箇所)</p> <p>・小単位の防災出前講座の実施(9箇所)</p> <p>・危険箇所等の点検等について通知発送(4月、5月)</p> <p>・避難訓練の実施について通知発送(5月)</p> <p>・放課後児童支援員認定資格研修:全4日(2会場)9/23,10/15,11/18,1/20-21 91名修了</p> <p>{※認定資格取得者証へ311名}</p> <p>・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10)</p> <p>・取組状況調査(9月)</p> <p>・全市町村訪問(9~10月)</p> <p>対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(96.2%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(93.5%)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <p>・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <p>・防災対策研修会の実施(県内3箇所)</p> <p>・小単位の防災出前講座の実施(9箇所)</p> <p>・危険箇所等の点検等について通知発送(4月)</p> <p>・避難訓練等の実施について通知発送(6月)</p> <p>・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回)</p> <p>・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)</p> <p>・取組状況調査(9月)</p> <p>・全市町村訪問(9~10月)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <p>・児童の定員等、園が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。</p>	生涯学習課	47
84	<p>(5) 防犯環境整備の促進</p> <p>学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。</p>	<p>学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施するよう周知徹底</p> <p>1 文書通知での依頼 2 研修会等において依頼 3 アンケートで実施状況把握、適宜指導</p>	<p>アンケート等により取組状況を把握し、全ての学校において実施されるよう、また、学校における安全点検の質の向上を図るよう、市町村等を通して継続して働きかけていく必要がある。</p>	<p>研修会等あらゆる機会を捉えて、学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう働きかけた。</p> <p>また、安全点検の実績を年度末のアンケート調査で把握し、各学校で確実に実施されるよう、適宜指導している。(学校における定期的な安全点検の実施率100%)</p>	<p>学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう周知徹底したことにより、点検実施率は100%となっている。今後は、安全点検の精度を高めることを呼びかけていきたい。</p>	<p>学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施するよう周知徹底</p> <p>1 文書通知での依頼 2 研修会等において依頼 3 アンケートで実施状況把握、適宜指導</p>	<p>スクールガード・リーダーや地域の方、保護者等の視点を入れ、多面的に防犯環境の整備に努めるなど、より効果的な安全点検の実践事例を研究していくことも今後は大切になる。</p>	学校安全対策課	47

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的な方針2 通学路等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(E)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの実化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
85	<p>項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>1 全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知</p> <p>2 全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画にヒアリングや研修会等の場で、安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知</p>	<p>幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等のさらなる意識の向上</p>	<p>全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知</p>	<p>市町村訪問やヒアリング、研修会等を通じて保育者・保護者等に対し、安全確保のための指針の周知を図り、意識の醸成を図った。</p>	<p>市町村訪問等を通じ、保育所等における安全管理・安全教育の推進と指針の周知を継続して行う。</p>	<p>幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等のさらなる意識の向上</p>	<p>幼保支援課</p>	47
86	<p>項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の充実について周知、啓発を実施 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月5月) ・避難訓練の実施について通知発送(5月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日(2会場)9/23,10/15,11/18,1/20-21 91名修了 (※認定資格取得者延べ311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9~10月)</p> <p>対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(98.2%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(93.5%)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施(9箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(9月) ・全市町村訪問(9~10月)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。</p>	<p>生涯学習課</p>	47
87	<p>項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>1 通学路の安全確保等を含む、「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の実施 2 通学路における危険箇所等の安全対策が進むよう、道路管理者や公安委員会、市町村教育委員会との情報共有 3 高知県通学路安全推進委員会を年2回開催、関係機関との連携の在り方や効果的な安全対策及び安全教育の実施について協議 4 「学校安全教室推進講習会」において、情報提供</p>	<p>「高知県安全教育プログラム(交通安全編)」に基づく安全教育の実施を各学校に促していく。教育課程の位置付けがないので、取組が進みにくい。 学校等と、保護者や地域、関係機関が連携して取り組む仕組みづくりが必要である。市町村規模も含め取組に温度差がある。</p>	<p>1 通学路の安全確保等を含む、「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施について、市町村教育委員会、校長会及び市町村指導事務担当者会等でその意義を説明するとともに、校区の実情を踏まえた交通安全教育の実施を依頼した。 2及び3 高知県通学路安全推進委員会を年2回開催し、効果的な安全管理や交通安全教育の推進について、道路管理者や公安委員会、市町村教育委員会等、関係機関と連携を図る機会を設けた。交通安全教育に著名な大学教授を招聘し、効果的な安全対策及び安全教育の実施について検討する場もなった。(7月7日(金)、2月8日(木)) 4 「学校安全教室推進講習会」において、通学路の安全確保に関する安全教育の趣旨の説明及び情報提供を行った。(8月21日(月))</p>	<p>高知県通学路安全推進委員会の開催は、関係機関と連携を図りながら、通学路の安全確保を推進する良い機会となった。また、交通安全教育実施モデル校による実践発表も、効果的な安全対策及び安全教育の実施について協議する契機となっている。 交通安全教育の推進については、好事例を紹介し、より学校が取り組みやすい啓発を考えたい。</p>	<p>1 通学路の安全確保等を含む、「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施 2 通学路における危険箇所等の安全対策が進むよう、道路管理者や公安委員会、市町村教育委員会との情報共有 3 高知県通学路安全推進委員会を年2回開催、関係機関との連携の在り方や効果的な安全対策及び交通安全教育の実施について協議 4 「学校安全教室推進講習会」において、情報提供</p>	<p>学校や市町村規模も含め、交通安全教育の取組に温度差がある。「高知県安全教育プログラム(交通安全編)」に基づく、関係機関等と連携した交通安全教育や通学路の安全確保の体制づくりなど、推進体制を構築する仕組みをモデル地域のある市町村の取組を紹介しながら啓発を進める必要がある。</p>	<p>学校安全対策課</p>	47
88	<p>項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>学校警察連絡協議会等学校関係者との会合、その他子どもを確保するために活動する団体の会合等に参加して、指針の周知を図るとともに、学校等における児童等の安全を確保するために必要となる情報提供する</p>	<p>「通学路等における児童等の安全のための指針」の周知を図るための機会の確保</p>	<p>各警察署において、学校、幼稚園、保育所における各種教室や学校警察連絡協議会、その他学校関係者、ボランティアが出席する会合等において指針の重要性について周知を図った。</p>	<p>保護者の周知度が低調であると思われることから、保護者世代が集まる今後とも会合等を通じて指針の周知を図る必要がある。</p>	<p>会合や行事等の開催時期の把握</p>	<p>生活安全企画課</p>	47	

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

No.	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
89	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 ②通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施) 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による先進的な取組と啓蒙 3 各種推進委員会及び「学校安全教室推進講習会」における情報提供	1 地域のボランティアと学校との連携が十分でない市町村がある。全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)の見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による取組の効果的な啓蒙を行う必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」における、スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施を行った。(21市町村でスクールガード・リーダー40名を委嘱163校を巡回) 2 市町村指導事務担当者等において、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼している。 3 防犯・生活安全教育実施モデル校(3校)及び交通安全教育実施モデル校(4校)が、通学路における子どもたちの安全確保について、先進的・実践的な取組を実施した。 4 各種推進委員会(生活安全及び交通安全年間各2回開催)及び「学校安全教室推進講習会」において、モデル校による実践発表を行った。	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導や評価は、学校や保護者等に代わって、防犯だけでなく、交通安全の視点でも助言があり、通学路における子どもの安全確保につながっている。 2 モデル校の実践発表は、保護者・地域・関係機関と連携した交通安全教育の取組を推進する良い啓蒙となっている。より多くの方に取組を知っていただく工夫をしていきたい。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施)、通学路における見守り活動の促進について、市町村への働きかけ。 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による先進的な取組と啓蒙 3 各種推進委員会及び「学校安全教室推進講習会」における情報提供	1 地域のボランティアや関係機関等と学校との連携が十分でない市町村がある。継続して働きかけていく必要がある。 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による取組の効果的な啓蒙を行う必要がある。	学校安全対策課	48
90	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 ②通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1 平素からの見守り活動の推進 2 通学路安全の日を県民活動とするための広報活動を強化する 3 通学路安全の日の周知を回り、参加者、特に保護者の参加を呼び掛ける 4 通学路安全の日における児童の見守り活動及び通学路安全点検活動を強化 5 県民交通安全の日に併せた見守り活動の実施	通学路安全の日の周知 通学路等における見守り活動等への参加者の増加 積極的・効果的な見守り活動の実施	各警察署では定期的に小中学校の通学路を巡回し、危険箇所等の点検を実施 ボランティア団体に青色回転灯装備車によるパトロールを依頼 通学路安全の日に併せ、タウンポリスや地域安全推進員とともに登下校時間帯にパトロールを実施 児童・生徒の登下校に併せて、青パト、地域安全推進員、地域安全見守り隊と共に地域を巡回し見守り活動を実施	不審者情報は増加傾向にあるため、特に下校時を中心に見守り活動に引き続き取り組む。 保護者世代の活動参加が少ないため、学校等を通じて働きかける	1 平素からの見守り活動の推進 2 通学路安全の日を県民活動とするための広報活動を強化する 3 通学路安全の日の周知を回り、参加者、特に保護者の参加を呼び掛ける 4 通学路安全の日における児童の見守り活動及び通学路安全点検活動を強化 5 県民交通安全の日に併せた見守り活動の実施	通学路安全の日の認知度を上げること 保護者世代の活動参加の促進	生活安全企画課	48
91	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続) 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)による見守り活動の充実と強化	1 地域のボランティアや関係機関等と学校との連携が十分でない市町村がある。 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)の見守り活動の充実と強化について、更に継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価活動を展開し、子ども見守り体制を構築。(21市町村でスクールガード・リーダー40名を委嘱163校を巡回) 2 各市町村に、スクールガード(学校安全ボランティア)による組織だった取組を充実・促進するよう依頼。 3 安全教育実施モデル校による実践事例を発表する機会の設定。	1 児童等にあたたかい声かけを行うスクールガード・リーダーに対しては、子どもたちや保護者、地域の信頼も厚い。そのことが地域の児童等の安全確保の意欲を育てている。 2 全ての小学校区でのスクールガードによる組織だった見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続) 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)による見守り活動の充実と強化 3 安全教育実施モデル校による実践事例を発表する機会の設定	1 地域のボランティアや関係機関等と学校との連携が十分でない市町村がある。 2 全ての小学校区で実施されているスクールガード(学校安全ボランティア)の見守り活動の充実と強化について、更に継続して働きかけていく必要がある。 3 安全教育の取組成果について、効果的な啓蒙を行う。	学校安全対策課	48
92	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	通学路安全の日の活動、関係者との連携による見守り活動に併せて声かけ運動を実施	声かけ運動を地域住民に浸透させ、運動への参加者を増加させて効果的に実施すること	各警察署では「通学路安全」の広報テープを流しながら小中学校の通学路を巡回。 ボランティア団体に青色回転灯装備車によるパトロール時に児童等への声かけを依頼 通学路安全の日に併せ、タウンポリスや地域安全推進員とともに登下校時間帯にパトロールや通学路の要所に立って声かけを実施 児童・生徒の登下校に併せて、青パト、地域安全推進員、地域安全見守り隊と共に地域を巡回しながら登下校中の児童等に対し声かけを実施	不審者の出没情報は増加傾向にあるため、特に下校時を中心に見守り活動時の声掛けに引き続き取り組む必要がある。 声かけ運動に参加する関係者が高齢化していることから、学校等を通じて保護者世代への積極的な参加を呼びかける必要がある。	1 平素の見守り活動における声掛けの推進 2 通学路安全の日における児童の見守り活動の際の声掛けの推進 5 県民交通安全の日に併せた見守り活動の際の声掛けの推進	声かけ運動に参加する関係者の高齢化していることから世代交代が急務である。	生活安全企画課	48
93	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	学校警察連絡協議会等学校関係者との会合、その他子どもの安全を確保するために活動する団体の会合等に参加して、犯罪情報、不審者情報の提供を行い、児童等に対する声掛け運動の重要性を説明する。		各警察署及び少年サポートセンターにおいて、児童生徒の登下校時間帯に合わせた街頭補導活動を計画し、通学路等における児童への声かけを実施。	各警察署及び少年サポートセンターに設置しているスクールサポーターを中心に、少年非行やいじめの防止に向けた街頭補導活動を継続的に実施。	数値化の難しい未然防止活動であるが、地域住民の安心安全な暮らしに向け、引き続き実施する。	学校を始めとする関係機関と情報共有を回り、各地域の抱える少年問題の把握。	少年女性安全対策課	48

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的な方針2 通学路等における児童等の安全を確保する

No	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H28年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
94	項目 (2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内容 ③セーフティステーション活動の促進 「子ども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「子ども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	1 子ども110番のいえ-くるまの効果的な設置の促進 2 被指定者・団体への、犯罪情報、不審者情報の提供の充実	効果的な場所や事業者の選定タイムリーな情報提供	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた効果 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 28年度末の「子ども110番のいえ」設置数4091軒(55軒減) 29年度末の「子ども110番のくるま」設置台数1348台(290台減) あんしんFメールによる不審者情報発信件数204件(前年対比62件増)	子ども110番のいえ、子ども110番のくるまの制度自体が定着しつつあるのが、人口の減少や事業者の廃業などがあるため、軒数、台数とも減少傾向にある。その一方で不審者情報は増加傾向にあることから、子ども110番のいえ、子ども110番のくるまの拡充を図るために県民及び事業者に対し、更なる設置の働きかけを行う必要がある。	1 子ども110番のいえ-くるまの設置数の拡充を図る 2 被指定者・団体への、犯罪情報、不審者情報の提供の充実	人口の減少や事業者の廃業による設置軒数や台数の減少に対していかに対応していくか 効果的な場所や事業者の選定	生活安全企画課	48
95	項目 (3)通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組む。	道路管理者(県)が実施すべき144箇所のうち対策未完了20箇所については、市町村が策定する通学路交通安全プログラムを要対策箇所位置付けて安全対策を実施していく。	残る箇所については、歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、時間を要する。また、通学路交通安全プログラムへの位置付けには関係機関との点検および公表が必要であるため、未策定の市町村には早急に策定するよう働きかけを行う必要がある。	すべての市町村において平成30年度中に通学路交通安全プログラムを策定した。	平成29年度にすべての市町村において通学路交通安全プログラムを策定したため、通学路の安全性の向上や関係者の意識が変化する。	残る箇所について通学路交通安全プログラムにすべて位置づける。	各市町村の教育委員会の協力が必要であり、情報共有を密に行い円滑に通学路の安全を図る。	道路課	48
96	項目 (3)通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	指定管理者及び各土木事務所の公園管理担当者と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、事前に各公園の危険箇所を把握し、改善を行っている。		指定管理者及び各土木事務所の公園管理担当者と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、事前に各公園の危険箇所を把握し、改善を行った。	各公園において、事前に危険箇所等の改善が行え、防犯性の高い公園管理が行えた。	指定管理者及び各土木事務所の公園管理担当者と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、事前に各公園の危険箇所を把握し、改善を行っている。		公園水道課	48
97	項目 (3)通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携した状況把握 2 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定による、通学路の安全性の確保 3 高知県通学路安全推進委員会(年2回開催)における関係機関との連携	必要となる期間や経費等、通学路の安全対策に求められる取組状況が各関係機関によって違うため、対策の進捗状況を一律に評価することは難しい。推進委員会等でアイデアを出し合っており、児童等の安全確保のために、効果的な対策の仕方を講じていかなくてはならない。	1 通学路の緊急合同点検の取組及びその対策は、完了に向けて進んでいる。 2 通学路の安全確保に向けた推進体制の構築及び通学路交通安全プログラム(基本方針)の策定は、平成29年度中に34市町村全てで整備された。 3 高知県通学路安全推進委員会を年2回開催し、道路管理者や公安委員会、市町村教育委員会等、関係機関と連携を図る機会を設けた。交通安全教育に著名な大学教授を招聘し、効果的な安全対策及び安全教育の実施について検討する場もなった。(7月7日(金)、2月8日(木))	平成24年度の緊急合同点検を受けて、各関係機関が行ってきた通学路の安全確保対策は、取組が進んできている。 通学路の安全確保に向けた推進体制の構築やプログラム(基本方針)策定は、市町村に働きかけを行ってきた結果、平成29年度中に全市町村が完了できた。	1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携した状況把握 2 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定による、通学路の安全性の確保の取組の促進について情報共有 3 高知県通学路安全推進委員会(年2回開催)における関係機関との連携	必要となる期間や経費等、通学路の安全対策に求められる取組状況が各関係機関によって違うため、対策の進捗状況を一律に評価することは難しい。 推進委員会等で、児童等の通学路の安全確保のための好事例について情報共有し、取組を促進していかなくてはならない。	学校安全対策課	48
98	項目 (3)通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 通学路等における児童等の見守り活動等に併せた危険箇所の把握 2 把握した危険箇所を改善するための、関係団体への働きかけ	予算を伴う取組でもあることから、県、市町村等との連携が必要不可欠である。	地域住民からの情報や関係機関との連携を図って危険箇所の点検を行った上、県や市町村等に対して点検によって得られた情報を提供し、必要な改善を要望した。	危険箇所等の把握と改善は通学路等における児童等の安全を守るための不可欠な取組であるため、今後も特に道路を管理する県・市町村と連携して環境整備を行う必要があるため引き続き取り組む。	1 通学路等における児童等の見守り活動や併せた危険箇所の把握 2 把握した危険箇所を改善するための、関係団体への働きかけ	危険箇所の把握方法 県、市町村といった道路管理者等との連携	生活安全企画課	48

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 冊子 記載 ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に取れたもの アウトプット(結果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
99	(1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(117部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 5 「安全安心まちづくりひろば」及び「安全安心まちづくり推進会議」での広報啓発	子どもの安全確保については、これまでも繰り返し広報されてきたことであり、広報紙などで関心を誘うような工夫した紙面づくりに努める必要がある。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の第1号(6月)、第2号(8月)、第3号(11月)、第4号(2月)計40,000部発行 ・会報「安全安心まちづくりだより」(6月、9月、11月、1月)各250部発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 シンボルマーク入りの「通学路安全の日」を広報するタペストリーを作成し、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターの募集応募270作品。最優秀作品は、ポスターとして関係機関に配布(配布数1,230枚) 6 地域の集まりや会合の場に出向き、犯罪概況や防犯対策、子どもを犯罪から守る取組について説明する出前講座を実施(計4回) 7 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 8 平成29年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会基調講演では、構成員である市町村・地域活動団体等に向けて「子どもと地域の安全をどう守るか」というテーマで、過去の事件の教訓を踏まえ、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性等を啓発	1 広報紙、会報において、各地区の活動紹介を積極的にを行い、活動の活性化につなげた。 2 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組は、絶まぬ継続が求められる。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(117部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 5 「安全安心まちづくりひろば」での広報	子どもの安全確保については、これまでも繰り返し広報されてきたことであり、広報紙などで関心を誘うような工夫した紙面づくりに努める必要がある。	県民生 活・男 女共同 参画課	49
100	(1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページ等での公開 2 各学校の取組等についてメディアへの積極的な情報提供の実施	各市町村・学校の取組内容について、県が情報収集できる仕組みを形成していく必要がある。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページで公開し、啓発を回った。また、メディアへの情報提供も行った。 2 安全教室実施モデル校の取組を学校安全対策課ホームページに掲載し、実践的な安全管理及び安全教育やスクールガードの見守り活動等の取組について、啓発を行った。	研修会の開催や安全教育の内容についてホームページで公開したり、メディアへの積極的な情報提供を実施したりすることにより、地域ぐるみで子どもを守る県民意識への広報・啓発の一助となった。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページ等での公開 2 安全教室実施モデル校の取組を学校安全対策課ホームページに掲載したり、スクールガードの見守り活動等の取組を広報誌に掲載したりするなど、積極的な情報提供の実施	安全教育の意義と取組成果について、より積極的に情報提供の場と機会をつくっていく。	学校安全 対策課	49
101	(1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 HP等による不審者情報や子どもが被害者となった犯罪情報の提供 2 テレビ・ラジオによる広報 3 あんしんFメールによる情報発信 4 あんしんFメールの登録促進 5 子どもの安全を守る団体等の活動好事例の紹介	情報提供の方法や内容の充実	1 HPによる不審者情報の提供 2 ラジオ番組に出演して広報 3 あんしんFメールによる情報発信 4 各種会合を利用したあんしんFメールの登録促進 5 各種広報紙等による広報・啓発	SNS等が普及している実情から、今後新たな広報メディアを活用した広報を検討していく必要がある。	1 HPによる不審者情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信 4 各種会合を利用したあんしんFメールの登録促進 5 各種広報媒体を活用した広報・啓発	SNS等、新たなメディアを活用した広報を検討していく必要がある。	生活安全 企画課	49
102	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ①子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。	1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	・児童虐待防止の周知徹底	1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 ・さんSUN高知10月号への掲載 ・エフエム高知・RKC高知放送(10/12) ・児童家庭課ホームページへの掲載(9/20) ・CM放送(11月、47本) 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施 ・オレンジリボンキャンペーン実行委員会への出席(11回) ・オレンジリボンキャンペーンチラシ・ポスター配布(8月、県庁各課や教育機関等328か所) ・オレンジリボンキャンペーン活動講演会(10月、121名) ウォーク(10月、70名)	・オレンジリボン広報活動や講演会等の実施を通じて、広く県民に児童虐待防止が周知されている。	1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	・児童虐待防止の周知徹底	児童家庭 課	49

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等			
103	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に 対して助成を行う。 当初交付決定額:111,586,250円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした 研修を実施する。 3 県広報等を活用した委員活動の住民への周 知を行う。	・子どもの虐待、貧困問題など様々な 問題に対応した研修の充実、活動費 の助成など活動しやすい環境づくり	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトプット(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 民生委員・児童委員活動費補助金による 活動支援 ・45団体、補助金額合計110,812,250千円 2 民生委員・児童委員に対する研修の実 施 ・会長等研修:参加者166名 ・中堅研修:2会場、参加者171名 ・3年目研修:参加者34名 ・2年目研修:7会場、参加者409名 ・1年目研修:参加者52名 ・ブロック別研修会:4ブロック、参加者846 名 3 委員活動の広報 ・県民児童福祉の100周年記念事業(記念 大会、広報パレード、記念誌作成等)への 協力 ・テレビやラジオの県広報番組でのPR	・活動費への助成や各種研修の実施、 広報等により民生委員・児童委員活動 をバックアップすることができた。	H30年度実施計画 1 各市町村の民生委員・児童委員の活 動費に対して助成を行う。 当初交付決定額:112,936,250円(45団 体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的 とした研修を実施する。 3 県広報等を活用した委員活動の住民 への周知を行う。	・子どもの虐待、貧困問題など様々な問題 に対応した研修の充実、活動費の助成 など活動しやすい環境づくり	地域福祉政策課	49
104	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネット ワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという 意識を高め、虐待やいじめの早期発見、 早期対応のため、学校、PTA及び民生 委員・児童委員(主任児童委員)などがつ ながる既存のネットワークを活用できる よう取り組みます。	1 中央児童相談所に市町村支援のための専門 職員を配置し、市町村職員を対象とした研修等を 実施する。 2 学校や民生委員・児童委員などが連携して、 虐待等の早期発見や見守り活動を行う体制の整備 に向けた支援を行う。	1 市町村担当職員の専門性向上 2 地域における見守り体制強化に向 けた民生委員・児童委員の参画推進	1 市町村職員を対象とした研修の実施 ・基礎:延べ91名 ・中堅:延べ136名 ・管理職:延べ107名 ・専門職:30名 2 各市町村への訪問支援の際、民生委 員・児童委員との情報共有、個別ケース検 討会への参加要請を強化するよう働き掛け した。 ・民生委員・児童委員の役割・活動をまとめた 冊子を作成(H29.3)し、各市町村(高知市 を除く)へ配付した。 ●市町村職員の意識が向上し、児童や保 護者の相談対応の充実につながった。 ●一部の市町村で民生委員・児童委員の 参画率向上が見られた。	1 市町村職員の人事異動等により担 当が変わる場合も想定されることか ら、今後も引き続き支援を行う。 2 引き続き民生委員・児童委員の 参画率向上に向けた働き掛けが必要 である。	1 市町村職員を対象とした研修の実施 (基礎、中堅、管理職、専門職等) 2 各市町村を訪問し、民生委員・児童委 員に係る連携状況のヒアリングを行い、 参画率向上に向けた支援を行う。	●各市町村で人的体制・意識の差がある ため、地域における見守り体制強化が進 みづらい市町村に対しては特に手厚い支 援を行う必要がある。	児童家庭課	49
105	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネット ワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという 意識を高め、虐待やいじめの早期発見、 早期対応のため、学校、PTA及び民生 委員・児童委員(主任児童委員)などがつ ながる既存のネットワークを活用できる よう取り組みます。 また、学校支援地域本部の設置及び 活動内容の充実に向け、PTAとの協力 体制づくりを推進します。	・PTA教育行政研修会(主として小中学校PTA対 象)全6地区において、「地域全体で子どもたちを 見守り育てる体制づくりについて」協議。各地区 を代表する学校支援地域本部事業の好事例の 実践発表及び実践発表をもとにした分科会の実施。 また、「ネットラブルやいじめをしない子ども を育てるために」をテーマとして、分科会の実施。 ・高知県PTA研究大会において、いじめ問題や ネットいじめを含むネット問題の解決に向けた 「高知県・児童会・生徒会サミット」等の取組につ いて周知を図るとともに、学校・家庭・地域が連携 して取り組む必要性を周知。 ・高等学校PTA育成員制度地区別研修会において ネットいじめをはじめとするネット問題への対応 等、子どもたちの健全育成への取組について協 議。	・PTA教育行政研修会及びPTA研究 大会において、単位PTAの会長や副 会長のみならず、一般の会員にも広 く参加してもらったため、周知の工夫が必 要である。	・PTA教育行政研修会 県内各地区的な小中学校PTAによるPTA 教育行政研修会において、「ネットラブル やいじめをしない子どもを育てるため に」を分科会テーマの1つとし、他の学校の 会員との意見交換等を行うことができた。 参加者計:733名 ・高知県PTA研究大会 就学前から高等学校までの保護者等を対 象とする高知県PTA研究大会において、い じめ問題やネットいじめを含むネット問題の 解決に向けた「高知県・児童会・生徒会サ ミット」等の取組について周知を図り、関係 機関が連携して取り組む必要性について理 解を深めることができた。 参加者:301名	・研修会で得た情報や学んだことをも とに、各単位PTAにおいて新たな取組 につなげた割合は高まっている。 ・PTA教育行政研修会への参加者が 少しずつ増加している。	1 PTA教育行政研修会 ・県内7地区で開催。 ・分科会テーマの1つに「いじめ・ネット ラブル対策～家庭・PTAとしてできること ～」を取り上げる。 2 高知県PTA研究大会 3 高知県高等学校体育大会における街 頭指導(人権教育課と連携)	・PTA活動に積極的に参加する保護者は 固定化傾向にあり、より多くの保護者の 参画を得るため、PTA教育行政研修会及 び高知県PTA研究大会においても、単位 PTAの会長や副会長のみならず、一般 の会員にも広く参加を促す、周知の工夫 が必要である。	生涯学習課	49

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じたプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
106 107 108 109	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながらる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	●県教育委員会が、各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加、要保護児童の状況や市町村・学校の実況等を把握し、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。 ●高知県いじめ問題対策連絡協議会では、いじめ防止等に関わる機関・団体の情報共有と連携した取組の推進を図る。 ●また、要保護児童対策地域協議会の対応が十分でない市町村がある。	●要保護児童に関する情報の提供について、個人情報保護等の観点から、県教委への情報提供をしないまたは制限する市町村があり、一部情報の収集ができていないところがある。 ●また、要保護児童対策地域協議会の対応が十分でない市町村がある。	●県教育委員会が各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、要保護児童に関する情報を共有した。対応が十分でない市町村に対して、児童相談所や地教委と連携するなどして、働きかけができるようになりつつある。 ●高知県いじめ問題対策連絡協議会を3回開催し、関係機関によるいじめ防止対策の取組状況の確認や課題、今後の計画について協議した。	県教育委員会が要保護児童の実態を把握することによって、県内で発生した各事案に対して、速やかに対応することができた。	●県教育委員会が、各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加、要保護児童の状況や市町村・学校の実況等を把握し、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。 ●また、必要に応じて、県教育委員会が参加することの主旨等についても説明する。 ●高知県いじめ問題対策連絡協議会では、いじめ防止等に関わる機関・団体の情報共有と連携した取組の推進を図る。	●要保護児童に関する情報の提供について、個人情報保護等の観点から、県教委への情報提供をしないまたは制限する市町村があり、一部情報の収集ができていないところがある。 ●また、要保護児童対策地域協議会の対応が十分でない市町村がある。	人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	49
110	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながらる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、いじめ防止教室を実施。		1 いじめ事業については、少年サポートセンター内に設置したデジタルフォンや各部署の実業安全相談員等により、少年保護課がきめ細やかな相談対応に努め、真相究明と事案に応じた適切な対応を図った。学校教員と連携したいじめ防止教室を実施。 2 児童虐待事業は、各市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な参加等あらゆる施策活動を通じて児童虐待事案の早期発見、児童相談所への迅速かつ適切な通告の実施及び通告後における関係機関と連携した児童の継続的支援に努めた。また、都内システムによる即応体制を樹立した。	いじめ事業、児童虐待事案の未然防止に向けて、関係機関と連携した取組を実施している。	いじめ事業は、高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、いじめ防止教室を実施。 児童虐待事案は、関係機関との情報共有体制の強化。		少年女性安全対策課	49
111	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施 児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、いじめ防止教室を実施するなど、啓発に取り組みます。	高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、いじめ防止教室を実施。		学校教員と連携したいじめ防止教室を積極的に実施。各署に設置されたスクールサポーターにより、関係機関と連携したいじめの早期発見に努めた。	いじめ事業の未然防止に向けて、関係機関と連携した取組を実施している。	高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、いじめ防止教室を実施。 広報啓発活動の推進。		少年女性安全対策課	49
112	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育てます。	認定こども園・保育所・幼稚園の園内研修の充実を図り、教職員の資質・専門性の向上を推進する。	臨時・パート職員を含む保育者の研修体制を整えることが必要である。	●園内研修支援の実施 79園 ○園内研修支援実施園アンケート結果 ・今後の参考になった 100% ・今後も園内研修支援を実施する96.9% ●ブロック別研修支援 229回 ○公開保育の市町村参加率 100% ○ブロック別研修支援におけるアンケート結果 ・公開保育が今後の保育の参考になった 98.2% ○公開保育実施園の年度末アンケート結果「保育実践が向上・改善した」(上位3項目) 子ども理解 89.8% 保育者の援助 89.8% 環境構成の在り方 84.4%	●園内研修支援・ブロック別研修支援とも、各園の研修テーマやニーズに応じた園内研修支援を実施することができている。 ●ブロック別研修支援で、年間を通じた継続支援を行うことにより、年間の研修計画になかった他園への視察研修や学習会、臨時・パート職員を含む保育者でのDVD視聴研修等の追加研修等を希望する園もあり、保育に対する意識の向上が見られる。	●実施希望に対する指導主事・幼保支援アドバイザーの日程調整 ・各園の参加体制の整備に向けた代替え保育者の確保 ○園内研修支援 ・実施後のアンケート結果 「参考になった」100% 「今後も引き続き園内研修を実施する」100% ○ブロック別研修支援 ・公開保育後の参加者アンケート結果 「本研修会が参考になった」100% ・公開保育実施園の年度末アンケート結果 「保育実践が向上・改善した」80%以上 ○園内研修支援+ブロック別研修支援200回以上		幼保支援課	49
113	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育てます。	学校と連携した非行防止教室の開催。一年間で県内の小中学校を一巡することを目標。		●非行防止教室の実施 平成29年中1~12月実施校数274校、789回実施率88.4%	地域で抱える少年問題や学校・住民等からの要望に応じたテーマを選ぶなど、工夫を凝らした教室を実施。	学校と連携した非行防止教室の開催。一年間で県内の小中学校を一巡することを目標。	市少年補導センターを始めとする関係機関においても、同様の取組が普及しており、実施率が低下している。	少年女性安全対策課	49

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット投入により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
114 115 116	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	県内全ての中学校・高等学校の新入生にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配布する。 ・ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣を行う。 ・情報モラル教育実践事例集の活用を促す。 ・「高知県」児童会・生徒会サミットを行い、ネットトラブルへの取組を各学校に呼びかける。 ・学校ネット/モバイルを実施する。 ・ネットに関する啓発資料を作成する。	交流系開催に向けて、児童生徒の実行委員と教職員の準備委員を確保する必要がある。 ・県外の実践発表者の選定やルールづくりにつなげる提案内容、参加者の輪送の問題等、さまざまな課題があり、それらをクリアしていく必要がある。	県内全ての中学校・高等学校の新入生に、SNSの安全な使用に関するリーフレットを配布した。 ・ネット問題をテーマとしたPTA研修等への講師派遣を、23回行った。 ・学校ネット/モバイルを実施(中学校・高等学校 年6回、小学校・特別支援学校 年3回)し、ネット上のトラブルの早期対応、防止に努めた。特にリスクレベルの高い事例は、ただちに連絡をもらって対応ができるようにしている。 ・悪天候で実施できなかった児童会生徒会サミットの代わりに、児童会・生徒会が主体的にいじめ防止に向けた取組に活用するためのDVDを県内全ての小・中・高・特別支援学校に配付した。 ・ネットに関する教材作成委員会による教材の作成	ネット/モバイルで把握できるのは、全体のごく一部であり、情報モラル教育や保護者への啓発が重要である。 ・ネット問題への課題意識は広まりつつあるが、ネット利用に当たってのルールづくりの定着が不十分である。	県内全ての中学校・高等学校の新入生にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配布する。 ・ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣を行う。 ・情報モラル教育実践事例集の活用を促す。 ・学校ネット/モバイルを実施する。 ・ネットに関する教材作成委員会による教材の作成中	ネット上のトラブルが増加傾向にあるため、児童生徒への未然防止の取組とともに、早期発見、早期対応のための関係機関との連携が必要である。 ・ネットのルールづくりには、児童生徒だけでなく、学校・保護者の意識も高めていくことが重要であり、ネットの問題を分かりやすく具体的に啓発していく必要がある。	人権教育課、小中学校課、高等学校課	49
117	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。	県内の小中高校においてインターネット利用にかかる犯罪被害防止教室の開催。	・非行防止教室等の実施に合わせた講話を行い、スマートフォンの普及に伴った児童、保護者に対する啓発活動を実施。 ・県青少年保護育成条例等の改正に伴い、販売店を訪問してフィルタリングの推奨を要請した。	非行防止教室等にインターネットモラルやインターネットの危険性についての講話を実施。	児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、フィルタリング啓発等引き続き取り組む。	いじめ問題や、新たな少年問題に対応していることから、講話を行っていく必要がある。 ・専門的な講話ができる人材の育成。	少年女性安全対策課	50	
118	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑥犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	1 子どもへの安全対応能力の向上を図る「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく安全教育の推進 2 安全教育推進事業実施モデル校による取組成果の普及(「学校安全教室推進講習会」及び「防犯・生活安全教育推進委員会」等における実践発表)	学校の防犯に対する危機意識の低下、子どもに対する犯罪被害防止教育の機会が減少していることから「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え啓発を行うとともに、取組が十分でない市町村については、指導・支援を行う必要がある。	1 「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく、防犯・生活安全教育実施モデル校の支援と取組の啓発を行った。 2 「学校安全教室推進講習会」及び「防犯・生活安全教育推進委員会」において、安全教育推進事業実施モデル校による実践発表の機会を設け、子どもたちに危険予測・危機回避能力を培う安全教育の具体的な実践について発信できた。	モデル校の実践発表が、子どもたちの危機予測・危機回避能力の向上にいった安全教育の成果を理解してもらうことにつながっている。今後も、取組を広く啓発し、子どもたちが犯罪から自分で身を守る力を身に付ける安全教育を推進していきたい。	1 子どもへの安全対応能力の向上を図る「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく安全教育の推進 2 安全教育推進事業実施モデル校及びモデル地域の市町村の取組成果の普及(「学校安全教室推進講習会」及び「防犯・生活安全教育推進委員会」等における実践発表)	子どもたちが犯罪から自分で身を守る力を身に付ける安全教育を推進するため、安全教育実施拠点校の実践事例はもちろん、モデル地域の市町村の推進体制についても啓発する必要がある。	学校安全対策課	50
119	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑥犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	非行防止教室の開催に合わせ、犯罪被害防止の啓発を実施。	平成29年中、少年サポートセンターでは県内小・中・高校等に対し、フィルタリング啓発の講話を133回実施。	県下の小・中・高校等において、本部少年課(少年サポートセンター)及び各署の警察職員等がインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止について講話を行い、インターネットの危険性及び正しい利用方法、フィルタリングの必要性について説明。	児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、フィルタリング啓発等引き続き取り組む。		少年女性安全対策課	50	

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
120	項目 ⑦子どもたちを健やかに育てる取組 ⑧親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。		●アウトプット(結果) インプット投入により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・電話相談(80件)	・家庭や市町村等、地域への適切な相談援助活動が実施できている。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。		児童家庭課	50
121	項目 ⑦親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 保護者の子育て力を高めるために、保護者に対する講話やワークショップ、保護者の一日保育者体験推進事業及び基本的生活習慣向上事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と日々かかわっている保育者への支援や研修会を実施する。	親育ち支援の必要性は浸透しつつあるものの、市町村や保育所/幼稚園等によって取組に差があるため、保護者や保育者による研修の開催について積極的なアプローチが必要である。	●保護者研修88回 ○保護者研修実施後のアンケート結果 「子どもへの関わりが大切だと思う」99.3% 「今後の子育てに生かしたい」99.1% ●保護者の1日保育者体験 新規実施園19園 継続実施園55園 ●基本的な生活習慣に関する取組 ・学習会等実施率 97.3% ●保育者研修82回 ○保育者研修1ヶ月後のアンケート結果 ・保育者や保護者との関わり等で変化があった 94.3% ★具体的な変化(複数回答可) 「保護者との信頼関係が築けるような関わりを意識するようになった」167.7% 「職員同士で保護者や子どもの様子について伝えたり話したりする回数が増えた」43.9%	研修を実施した園のアンケートから、講話やワークショップを通して、良好な親子関係の構築や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、学ぶことと行動に移そうとする姿が伺えた。また、保護者同士が子育てについて話し合う機会もつくことで、保護者同士をつなげる機会になった。 ・保育者への研修では、園内の研修を通して親育ち支援の必要性や支援方法についての理解を深めることができ、園における保護者支援につながってきている。	●保護者研修 ・90回以上 1400人以上 研修後の保護者アンケートの結果 「今後の子育てに生かしていきたい」100% ●保育者研修 ・園及び市町村での合同研修の参加者数 ・800人以上 研修から1ヶ月後の保育者アンケートの結果 「保護者との関わりで(よい)変化があった」180%以上 ●基本的な生活習慣に関する取組 学習会等実施率100%	・保護者の実態や保育者の課題に合った研修計画の実施 ・園内研修の実施や継続的な取組のための組織体制の充実	幼保支援課	50
122	項目 ⑦親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	保育所・幼稚園に通う園児の保護者を対象とした教室の開催。		●県内の幼稚園・保育所において、園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発する「親子の絆教室」を実施。 平成29年中、289か所中154か所実施。(実施率51.5%) ●少年サポートセンターの広報窓口をラジオ、ミニ広報紙等で広く県民に周知した。	・全国的に少年非行は低年齢化傾向にあると言われていることから、親子の絆教室の必要性は高い。 ・少年サポートセンターの相談窓口を広報することにより、同センターの立ち直し支援活動について、広く県民に周知できている。	いずれも県内の少年非行防止対策にとって重要な取組であることから、引き続き実施していく。	地域住民のニーズに応じた内容の教室を開催するものである。	少年女性安全対策課	50
123	項目 ⑧子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 147(41)、児童クラブ 168(83) ・児童クラブ施設整備への助成 8か所 ・放課後学びの場充実事業による学習支援者の割合等への支援 ・利用料減免助成 ・児童クラブの開設時間延長支援 ・放課後学び場人材バンク ・活動内容の充実と指導員等の人材育成 推進委員会2回 →指導員研修13回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日 ・全市町村訪問、取組状況調査 9月 2 学校支援地域本部等事業 34市町村119本部201校(うち、東区4校) ・活動内容の企画・運営等への支援 ・市町村訪問 9月 ・放課後学び場人材バンク ・活動内容の充実と人材育成 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 4名 ・モデル事業作成 2月	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保 2 学校支援地域本部等事業 ・人口減少や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要。 ・地域学校協働本部のモデル校の取組支援等を通じた学校と地域による見守りの仕組みづくりの着実な実施。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・運営費等補助 ・放課後児童支援員認定資格研修全4日(2会場)9/20,10/15,11/18,12/20~21 91名修了(※認定資格取得者延べ311名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修2日間(9/9、9/10) ・全市町村訪問、取組状況調査(9月) 2 学校支援地域本部等事業 ・運営費等補助 ・活動内容の企画・運営等への支援 ・活動内容の充実と人材育成 高知県地域学校協働活動研修会等 7/11 参加者 99名、満足度 83%、127 参加者 251名 ・市町村訪問(11月) ・モデル校において「高知県版地域学校協働本部」の発想に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施 ・モデル事業案を作成(3月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、今後引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・全市町村で学校支援地域本部事業の取組が行われている。 ・H29実施状況 114小学校、73中学校、2義務教育学校 学校支援活動(H29実績)23,900回 民生・児童委員の参画率(H29)95.3% ・モデル7校において学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」への取組が始まっている。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・4日×1回)、子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) 2 学校支援地域本部等事業 ・運営費等補助 ・地域本部で活動する人材の発掘等 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援、現状確認等(4月~) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の定義等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって、地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。 →学校支援地域本部等の設置促進と活動内容の充実、取組の深化を図っていく。 ・活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	生涯学習課	50

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
124 125 126 127	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ⑨高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。	・学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。	・非行の深刻化した児童生徒に対しての学校・警察・保護者のさらなる連携の推進	・学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者の連携をさらに進めている。	・不良行為や非行事案での補導件数は、年々減少しており、問題行動の未然防止への成果が表れている。 ・児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。 ・児童生徒の健全育成に向けた学校・警察のさらなる連携の強化を図る。	・非行の深刻化した児童生徒へ学校・警察・保護者が連携した適切な対応を行う。	人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	50	
128	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ⑨高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。	高知県学校・警察連絡制度の適正な運用を図る		・学校・警察・保護者の連絡協議会の開催 各警察署において、各地区の学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」の総会を開催し、相互の理解を深めた。 ・学校警察連絡制度の適正な運用の徹底 平成23年に警察本部と高知県教育委員会の間で協定を締結して以降、県下34市町村教育委員会、1学校組合教育委員会、2国立学校、9私立学校と協定を締結した。	少年非行全般にわたり、教育機関との連携が図れている。	・引き継ぎ、教育機関と連携した取組を行う。	・学校警察連絡制度の継続に向け、学校警察連絡協議会等で、適切な運用について協議を重ねる。	少年女性安全対策課	50

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて定まるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
129	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 DV等の暴力を許さない気運を高めると同時に、DV被害者の早期発見・早期対応につながるよう啓発や相談窓口の周知を図ります。 また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	1 広報啓発の実施 (1)各種広報媒体の活用による広報の実施 ・ラジオ対談3回 (2)その他 ・ソール出前講座の実施 ・女性団体との連携による啓発活動 ・(相談カード、啓発用チラシ・ポケットカード)の作成・配布、高知城ハルライド777) 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 (1)ソール DV防止啓発講演会開催 『運流する少女たち～私たちにできること～』 講師：NPO法人Abondプロジェクト 代表 橋 ジュン氏 (2)路線バス車内及びバス待合所でのポスター掲示(14日間、40台×2ヶ所) (3)市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 関係機関と連携して事業を実施することで、書段とは異なるターゲットに対してPRが可能となった。 (2)放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。 (3)女性支援団体の協力を得て、啓発用のポケットティッシュの作成・配布を行う等、官民共同でDV予防に取り組むことができた。 2 (1)参加者は前年度並みだった。128人→129人	H30年度実施計画 1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	県民生活・男女共同参画課	51
130	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。	1 権利擁護業務を行う市町村地域包括支援センター職員等に対する研修会の実施 2 施設従事者に対する研修会の実施 3 県内5圏域で意見交換会を開催	3 開催にあたり、効果的な検討会等とするため、県社協と連携を密にする。	1 市町村・地域包括支援センター職員を対象に高齢者虐待防止に関する研修会を実施(H29.8月 参加者数46名) 2 施設従事者を対象に高齢者虐待防止に関する研修会を実施(H29.8月、H30.2月 参加者数延べ263名) 3 県内5圏域で意見交換会・事例検討会を開催(H29.8～9月 参加者数延べ146名)	1 グループワーク等を通じて、高齢者虐待への対応(認知症ケア等)について再確認できた。 2 虐待の現状や防止に向けた取組について意識啓発ができた。 3 専門職団体を含め、各機関の課題についての情報共有等を行うことができた。	1 権利擁護業務を行う市町村地域包括支援センター職員等に対する研修会の実施 2 施設従事者に対する研修会の実施 3 県内5圏域で圏域別の事例検討会を開催	3 高齢者虐待に関する研修会、圏域別の事例検討会の開催に当たり、効果的な会とするため、県社協と連携を密にする必要がある。	高齢者福祉課	51
131	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ①地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の発信 3 ぐらしのサポーターの養成 ぐらしのサポーターフォローアップ研修の開催	時期を逸さない、わかりやすい情報提供を心がける。	1 出前講座(開催数12回、参加者447人) 2 地域見守り情報(発信数16回) 3 ぐらしのサポーター養成講座(開催数3回、参加者34人) ぐらしのサポーターフォローアップ研修(開催数3回、参加者54人) 見守り者などに情報提供することで、高齢者により身近な方から啓発することができた。	1 地域や規模を問わず、主催者の希望に沿った情報提供ができた。 2 消費生活センターに寄せられる相談を分析し、時期を逸さない情報発信ができた。 3 地域で啓発活動を行うぐらしのサポーターを新たに28名養成するとともに、引き続き活動を行っていただけよう、研修や情報提供等ができた。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の発信 3 ぐらしのサポーターの養成 ぐらしのサポーターフォローアップ研修の開催	時期を逸さない、わかりやすい情報提供を心がける。	県民生活・男女共同参画課	51
132	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ①地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 地域活動団体等と連携して、高齢者が特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための防犯教室等を開催します。	1 高齢者訪問活動の実施 2 特殊詐欺被害防止を中心とした高齢者安全教室の実施 3 市町村、防犯ボランティアと協働した高齢者見守り活動の実施	高齢者が被害者となる特殊詐欺被害の防止 高齢者自らが防犯意識を高揚することができる取組の実施 特に地域とのつながりが希薄な高齢者の防犯意識を高揚させること	1 各署における巡回連絡等を通じた高齢者訪問活動等の実施 2 高齢者安全教室等の開催(開催回数436回、参加人員約1万人) 3 寸劇等創意工夫を凝らした高齢者に「わかりやすく、伝わりやすく、親しみやすい」広報啓発活動の推進 4 高齢者が集まる会合等での広報啓発 5 地域の隅々まで情報が伝わるように防犯ボランティアを中心に地域における情報伝達を依頼	平成28年の特殊詐欺被害に占める高齢者の割合は70%以上であったが、29年の高齢者被害は減少した。ただ、地域とのつながりが希薄な高齢者が被害に遭っているケースが多く、そういった高齢者を中心に引き続き被害防止対策に取り組む。	1 高齢者訪問活動の実施 2 特殊詐欺被害防止を中心とした高齢者安全教室の実施 3 市町村、防犯ボランティアと協働した高齢者見守り活動の実施	高齢者が被害者となる特殊詐欺被害の防止 高齢者自らが防犯意識を高揚することができる取組の実施 特に地域とのつながりが希薄な高齢者の防犯意識を高揚させること	生活安全企画課	51

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
133	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなどし、情報の提供や啓発活動を行います。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	対象となる高齢者数に見合った活動をいかに効率よく行かが課題となる。	「巡回連絡による管内実態把握活動」として、4月中を重点実施機関とするほか、毎月の活動計画で巡回連絡専任日を指定するなど積極的な巡回連絡を実施した。	地域安全アドバイザー、交番・駐在所連絡協議会員等と合同パトロールを実施し、また、民生委員や金融機関、郵便局等と連携し特殊詐欺犯罪防止のミニ広報紙及びチラシ等による被害防止活動を展開することができた。 交番・駐在所連絡協議会など警察協力団体のメンバー自体が高齢化しており、若い世代を加入させていくかが課題。 引き続き、各種管内企業や学校等と連携した活動の場を増加し、地域一帯となった見守り活動を強化推進す	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	対象となる高齢者数に見合った活動をいかに効率よく行かが課題となる。	地域課	51
134	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ② 地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	1. 地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施 ・地域ケア会議の実践等を通して、地域包括支援センターのネットワーク構築を支援(地域ケア会議をコーディネートする人材へのフォローアップ)	1. 地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域ケア会議の充実支援等、具体的な取り組みを通じた支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	1. 地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域ケア会議コーディネーターフォローアップ研修(参加者数85名) ・地域包括支援センタースキルアップ研修(3回、参加者数延べ142名) 受講者の地域包括支援センターの業務及び役割の理解につながった。また、地域ケア会議の実施により関係機関との連携が強まった。	1 支援を必要とする高齢者に対し、多職種協働による会議を開催することで、情報共有や関係者のネットワーク構築につながった。 ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施 ・地域ケア会議の実践等を通して、地域包括支援センターのネットワーク構築を支援(地域ケア会議をコーディネートする人材へのフォローアップ)	1. 地域包括支援センター機能強化への支援	1. 地域包括支援センター機能強化への支援 ・高知版地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関のさらなる連携への支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	高齢者福祉課	51
135	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ① 市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	1 及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。	特になし。	障害福祉課	52
136	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ① 市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 市町村や事業者等による障害者施設等における不審者対応訓練等の防犯訓練への支援を行います。	1 障害者施設における防犯講話、不審者対応訓練の実施	障害の程度等に応じた防犯講話や訓練の実施方法	各署において障害者施設等における侵入者への対応訓練を実施した。(訓練回数29回)、訓練の実施結果を職員らと検討し、問題点を明らかにし必要な助言指導をおこなった。 聴覚障害者に対する特殊詐欺被害防止講話の実施	訓練要領や講話方法に更なる工夫を要する。	1 障害者施設における不審者対応訓練の実施 2 障害者を対象とした防犯講話の実施	障害の程度等に応じた防犯講話や訓練の実施方法	生活安全企画課	52
137	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ② 情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	1 及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。 4 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、事業者等に周知・啓発を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 障害特性に配慮した情報提供については、まだ十分ではないため、点字での対応が困難な場合は、拡大文字にしたり読み上げるなど、個々に工夫することが必要。	市町村担当者や事業所の集団指導の際などに、障害特性に配慮した情報提供の仕方をするよう、周知を図る。	特になし。	障害福祉課	52

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
138	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質高法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」及び「くらしネットkochi」のテキスト版公開 2 啓発冊子「くらしの豆知識」のDAISY図書配布 3 出前講座の開催	時期を逸しせず、障害の状況に合わせわかりやすい情報提供を心がける。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 県HPへの「安全安心まちづくりニュース」及び「くらしネットkochi」のテキスト版公開 年4回 2 くらしの豆知識(DAISY図書)送付4か所 3 出前講座(開催数1回、参加者32人) 障害者の特性に配慮した情報提供をすることで、消費者トラブルとその対処法等について啓発することができた。	県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として引き続き時期を逸ししない情報提供を行う必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」及び「くらしネットkochi」のテキスト版公開 2 啓発冊子「くらしの豆知識」のDAISY図書の配布 3 出前講座の開催	時期を逸しせず、障害の状況に合わせわかりやすい情報提供を心がける。	県民生活・男女共同参画課	52
139	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ①防犯教室等の実施 女性がちかみや暴行などから身をを守るための防犯教室等を要望に応じて実施します。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 2 学生防犯ボランティアと協働した防犯等講習の実施 3 女性が被害に遭わないための広報啓発活動の強化	教室や訓練内容の充実	1 大学や高校等において女性を対象とした防犯教室を開催し、併せて護身術の研修を行った。(開催回数52回) 2 学生防犯ボランティアと協働し、イベント等において防犯講話を実施 3 大型商業施設における被害防止講話の実施	護身術に関しては、形式的なものになりがちなため、より実践的な訓練方法を検討する必要がある。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 2 学生防犯ボランティアと協働した防犯等講習の実施 3 女性が被害に遭わないための広報啓発活動の強化	実践的な護身術の訓練方法 学生防犯ボランティアとの連携	生活安全企画課	52
140	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ②地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかみやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	1 ちかみや等の発生が多い場所を重点的にパトロールする。 2 交番速報等でちかみや等の事案の情報提供を行う。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	ちかみややわいせつ事案の発生に対して、タイムリーな「交番速報」等を発出して住民に周知し、地域住民への情報提供を図った。	交番速報等により不審者情報を地域住民に広報することができたが、被害者に対する広報が十分にできていないことが課題。 被害に遭う確立の高い、女子学生や夜間の通行者に対し効果的な広報活動が出来るようにする必要がある。	1 ちかみや等の発生が多い場所を重点的にパトロールする。 2 交番速報等でちかみや等の事案の情報提供を行う。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	地域課	52
141	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ③DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 「ブロック別関係機関連絡会議」及び「DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	ブロック会議、ネットワーク会議の参加者を増やすためにも、それぞれの関係機関に当事者意識をどう持ってもらおうか。	1 ブロック別DV関係機関連絡会議を全ブロック(5ヶ所)で開催。 参加者:63機関79名出席(※事務局除く) 2 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会研修会を開催。 参加者:28機関37名(事務局除く) (講演)「婦人相談所と関係機関の連携～社会福祉の動向と調査結果から、そして、関係者で一緒に考える～」 講師:津田敦大 総合政策学部 教授 森川美絵 氏 3 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 4 民間支援団体との連携・女性支援団体と連携した、相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び配布 ・民間シェルターへの借助 1ヶ所	1、2 DV被害の早期発見・早期対応のために、27年度は市町村役場内の連携強化をテーマに会議を開催した。DV被害やストーカー被害の現状を学び、関係機関がお互いの活動内容や状況を知り、情報交換を行うことで、連携強化が図れた。 4 民間女性支援団体との協働、ご協力により、行政だけでは十分に対応できない、DV被害者及び同伴者への支援や啓発・広報を行うことができた。27年度以降も継続して、協力をお願いし、連携して支援を行っていく。	1 「ブロック別関係機関連絡会議」及び「DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	ブロック会議、ネットワーク会議の参加者を増やすためにも、それぞれの関係機関に当事者意識をどう持ってもらおうか。	県民生活・男女共同参画課	52
142	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ③DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 各種会議への出席による関係機関との連携強化、DV防止のための啓発活動の実施 2 高知県女性相談支援センターと連携した被害者の避難	1 夜間祝祭日においては、高知県女性相談支援センターとの連携や避難場所の確保が困難となる場合がある。 2 突発事件の発生等が理由となり、各種会議に出席できない場合がある。	1 警察官に対する専科教育において、高知県女性相談支援センター職員による講義を実施する。 2 高知県女性相談支援センターが主催する実務者会に警察官が出席する。 3 保護命令が決定した場合は、裁判所からの連絡を依頼し、警察官が加害者に接触する等して、命令遵守等についての指導警告を行う。	1 警察官と高知県女性相談支援センターとの連携強化が図れた。 2 警察官に対し、高知県女性相談支援センターの業務内容や同機関との連携方法が教養できた。 3 保護命令発出時、相手方に対して確実に命令発出を認識させると共に、命令遵守を促すことができた。	1 各種会議への出席による関係機関との連携強化、DV防止のための啓発活動の実施 2 高知県女性相談支援センターと連携した被害者の避難措置 3 保護命令発出時における、裁判所との連携	1 高知県女性相談支援センターと継続的な連携や情報共有を図っていく必要がある。 2 関係機関と連携し、避難場所の拡充など、自立支援の環境を整えていく。	少女女性安全対策課	52

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
143	項目内容 (1) 安全情報の提供 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。	1 県警ホームページによる不審者情報の提供 2 空港、主要な駅、高速道路サービスエリアヘテラシ、ポスターを掲示しての犯罪情報等の提供	有名観光地やその周辺における犯罪情勢の分析 観光事業者との連携	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じてまじるプラスの変化	観光事業者との連携を更に強化し、対策を講じる必要がある。	1 有名観光地やその周辺における犯罪情勢の分析 2 分析結果により得られた各種情報の提供 2 空港、主要な駅、高速道路サービスエリア等での広報系へ津	有名観光地やその周辺における犯罪情勢の分析方法 観光事業者との連携	生活安全企画課	53
144	項目内容 (1) 安全情報の提供 ②外国人観光客に対する安全情報の提供 日本語を解さない外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、外国人観光客に対する安全情報の提供により安全の確保を推進します。	1 翻訳アプリ搭載タブレットの整備 2 被害予防策や被害に遭われた時の連絡先等を掲載したチラシの作成・配布 3 部内外の指定通訳員に対する教養・研修会の実施 4 職員向け語学研修の実施	1 機器の選定、翻訳アプリの選定、配置箇所について検討を必要とする 2 掲載内容、配布箇所について検討を要する 3 通訳人材の確保及び能力向上を図る必要がある	1 翻訳アプリを搭載したタブレット端末18台を導入。県下の全警察署の他、外国人対応が多いと予想される、組織犯罪対策課、免許センター、高知街交番、住友駐在所に配備した 2 英語、北京語、韓国語表記のハンドブックを作成中 3 平成29年7月に、部内の指定通訳人及び部外の指定通訳人約20名に対する研修会を実施 4 部内の指定通訳人に対し毎月2回、英語、中国語のグループ研修を実施	1 配備後、観光案内等の業務においてのべ33名の外国人に対して使用し、概ね使用目的を達成することができた。 2 研修により、通訳人の語学力、通訳技能の強化を図ることができた	1 配備した翻訳アプリ搭載のタブレットの使用法の習熟を図る 2 3か国語対応の外国人向け生活安全ハンドブックを配布する 3 部内外の指定通訳員に対する教養・研修会の実施 4 職員向け語学研修の実施	1 方言等により正確な翻訳できないなど、使用により判明した問題点の改善を図るとともに、職員の使用方法の習熟を図る必要がある 2 効果的な配布方法を検討する 3 語学力及び通訳技術の個人差が大きい、全体の底上げを図る必要があるが、通常業務に合わせて実施しているため、効果的な教養方法を検討する必要がある。	警務課	53
145	項目内容 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。	防犯教育に関する資料や情報の提供を行いながら、防犯教育実施の必要性を伝え、取り組みを進める。	観光事業者との連携	主要観光施設入込状況確認施設のうち、宿泊施設や体験施設を除いた施設に参考資料として「安全・安心まちづくりニュース」を送付し、防犯教育の実施を依頼。9/44事業所で実施(実施率20/5%)	防犯設備等の対策や不審者情報の共有等の取組は行われているが、職員を対象とした研修は実施されていないところが多い。	防犯教育に関する資料や情報の提供を行いながら、防犯教育実施の必要性を伝え、防犯教育の必要時間を活用した研修や警察署実施の防犯研修など地域で開催されている研修等の活用を呼びかける。	観光事業者との連携	観光政策課	53

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方針1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ		
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等				
146	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に取れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を連ねて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	平成29年度道路担当者会での指針の周知、説明により、担当者の意識が向上した。	道路担当者会での説明により、担当者の意識が向上したため、継続して「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図る。	道路担当者会において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	道路課	54
147	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町への周知方法について検討が必要。	県都市計画主幹課長会において、指針の周知を行った。	行っていない。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町があるため広く周知する方法について検討が必要。	都市計画課	54		
148	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行った。	各公園において、事前に危険箇所等の改善が行え、防犯性の高い公園管理が行えた。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		公園下水道課	54		
149	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	1 広報紙を通して犯罪防止に配慮した防犯環境の整備を呼びかけ 2 高知県ホームページで左記指針を公開 3 平成29年度高知県安全安心まちづくり推進会議基調講演では、構成員である市町村・地域活動団体等に向けて「子どもと地域の安全をどうするか」というテーマで、過去の事件の教訓を踏まえ、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性等を啓発	1 広報紙や会報で広報をしていく必要がある。 2 市町村や関係各課と連携し、情報収集につとめる	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	県民生活・男女共同参画課	54		
150	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 会合等における指針の説明 2 HP等各種広報媒体を活用した広報活動の強化	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図るための機会の確保	市町村の担当者が出席する会合等において指針の重要性について周知を図った。	更なる指針の周知を図っていく必要がある。	1 会合等における指針の説明 2 HP等各種広報媒体を活用した広報活動の強化	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図るための機会の確保	生活安全企画課	54		

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方針1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を善及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
151	<p>項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知</p> <p>防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p>	道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	平成29年度道路担当者での指針の周知、説明により、担当者の意識が向上した。	道路担当者での説明により、担当者の意識が向上したため、継続して「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図る。	道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	道路課	54
152	<p>項(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備</p> <p>県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保に努めます。</p>	街路事業 H29年度 道路照明 5基設置	特になし	街路事業 H29年度 道路照明 8基設置	行っていない	街路事業 H30年度 道路照明 33基設置	特になし	都市計画課	54
153	<p>項(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備</p> <p>県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。</p>	指定管理者及び各土木事務所の公園管理担当者と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、施設の整備や維持管理を行っていく。		指定管理者及び各土木事務所の公園管理担当者と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、施設の整備や維持管理を行えた。	各公園において、視認性が確保できるような草刈り、剪定を行う等、防犯性向上を意図した公園管理が行えた。	指定管理者及び各土木事務所の公園管理担当者と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、施設の整備や維持管理を行っていく。		公園下水道課	54
154	<p>項(3) 防犯カメラの設置の促進</p> <p>道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金事業の広報活動の強化 2 地域安全協会総会等各種会合等での補助金事業の説明 3 市町村担当者と面接しての設置の促進 4 事業者に対する設置の呼び掛け 	防犯カメラ設置による公益性とプライバシーへの配慮との均衡	HPにより事業内容を広報 各種会合での補助金事業の内容を紹介した 未設置市町村の担当者と面接して事業説明した。 補助金を活用して設置を要望する事業者を把握すれば設置を動かかけた。 市町村、事業者、自治会が補助金制度を活用して防犯カメラを設置し平成29年度の補助金利用してのカメラ設置台数 41台	補助金を活用しての防犯カメラ設置数が大幅に増加した。 今後も引き続き当該事業に取り組む。	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金事業の広報活動の強化 2 各種会合等での補助金事業の説明 3 市町村に対する設置の促進 4 事業者に対する設置の呼び掛け 	未設置の市町村への働きかけ	生活安全企画課	54

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方針2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて定むべきプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
155	項目 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 内容 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		住宅課	54
156	項目 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 内容 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 建築確認申請書の副本に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針一戸建住宅編・共同住宅編」のリーフレットを添付する。 2 長期優良住宅認定通知書にリーフレットを添付する。 3 高知市及び民間確認検査機関3社に、建築確認申請書の副本にリーフレットを添付してもらうように要請する。 4 高知市に、長期優良住宅認定通知書にリーフレットを添付してもらうように要請する。	工事着手前にリーフレットを配布しているが、計画段階で犯罪の防止に配慮した建築物に設計出来るようになるため、建築主等にどのように指針内容をPRすれば効果的かを検討する必要がある。	新たに民間確認検査機関2社に、建築確認申請の副本にリーフレットの添付するように依頼した。これによって、民間確認検査機関で確認される大部分の一戸建ての住宅、共同住宅の建築確認申請副本に、リーフレットの添付が行えるようになった。	県内で建築される大部分の一戸建ての住宅、共同住宅に、指針を周知できるようにした。	建築関係団体の会合等でリーフレットを配布し、計画段階で建築主に説明したうえで犯罪の防止に配慮した建築物の設計を行うように要請をする。	建築主、設計者、施工者がどの程度リーフレットに目を通して建築計画に反映してくれているかを確認する方法を検討する必要がある。	建築指導課	54
157	項目 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 内容 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報による広報 2 市町村ブロック別担当者会、道路課等の担当者会等を通じての情報交換 3 関係機関へのリーフレットの提供 4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	1 高知県ホームページでの広報 2 建築指導課などにリーフレットを提供し、配布を依頼 ※リーフレット配布数 一戸建て住宅編1,800部	県内で発生する刑法犯のうち7割以上が窃盗犯罪であることから、これからも指針の周知に努める必要がある。防犯設備が古い相当年数が経過した家屋に居住する住民に対する働きかけが必要。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報による広報 2 市町村ブロック別担当者会、道路課等の担当者会等を通じての情報交換 3 関係機関へのリーフレットの提供 4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	県民生活・男女共同参画課	54
158	項目 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 内容 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯性の高い住宅に関する情報の提供方法	1 県警HPへ住宅等の防犯対策の掲載 2 各種会合での防犯性能の高い機器等の紹介及び設置促進依頼 3 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実 4 警察本部見学者による「安全安心コーナー」展示品の観覧した	ホームページへの掲載、各種会合での紹介、安全安心コーナーの設置等により、指針の周知を図っているが、更なる浸透を図るための情報提供を継続して行う必要があり、引き続き取り組む。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯性の高い住宅に関する情報の提供方法	生活安全企画課	54
159	項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 内容 ①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		住宅課	55
160	項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 内容 ①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の刷新 2 県警HPでの住宅等の防犯対策情報の掲載 3 各種会合等での防犯対策等に関する情報提供	新しい防犯設備に関する情報収集	HPへ住宅等の防犯対策について掲載した。各種会合等で防犯性能の高い機器、器具等について紹介し、設置を促進。県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」に防犯機器や器具を継続して展示。庁舎見学者による同コーナー展示品の観覧	住宅をわらった空き巣等が絶無に至っていないため、指針の周知を図る必要性があるため今後とも継続して取り組む。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の刷新 2 県警HPでの住宅等の防犯対策情報の掲載 3 各種会合等での防犯対策等に関する情報提供	新しい防犯設備に関する情報収集	生活安全企画課	55

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方案2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
161	<p>項目 内容</p> <p>(2) 住宅の安全に関する情報の提供 ②防犯機器の情報の提供 住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。</p>	<p>1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の刷新 2 県警HPでの住宅等の防犯対策情報の掲載 3 各種会合等での防犯対策等に関する情報提供</p>	<p>新しい防犯機器等に関する情報収集</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>HPへ住宅等の防犯対策について掲載した。各種会合等で防犯性能の高い機器、器具等について紹介し、設置を促進。県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」に防犯機器や器具を継続して展示。庁舎見学者による同コーナー展示品の閲覧</p>	<p>住宅を覗らった空き巣等が絶無に至っていないため、新たな防犯機器や器具の紹介、住宅の防犯に関する関連団体との連携等、今後とも継続して取り組む。</p>	<p>1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の刷新 2 県警HPでの住宅等の防犯対策情報の掲載 3 各種会合等での防犯対策等に関する情報提供</p>	<p>新しい防犯機器等に関する情報収集</p>	生活安全企画課	55
162	<p>項目 内容</p> <p>(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備 ① 県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努める。 ② 市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。</p>	<p>・県営住宅宇治岡地第3工区全面的改善工事の実施(2棟60戸) ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して行います。</p>		<p>・H30年度完成予定 ・土佐市16戸・土佐町15戸において、整備指針に基づく公営住宅の整備</p>	<p>【評価】 ・「犯罪の防止に配慮した住宅」の整備ができた。</p>	<p>・県営住宅宇治岡地第4工区全面的改善工事の実施(2棟60戸) ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して実施。</p>		住宅課	55

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(効果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等				
163	項目 金融機関に対する啓発 金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。	1 金融機関職員等の防犯意識の向上促進 2 金融機関対象の強盗対応訓練の実施 3 各種防犯情報の提供 4 特殊詐欺被害防止情報の提供 5 特殊詐欺被害水際阻止対策の推進 6 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進	特殊詐欺被害の水際阻止対策の強化 窓口職員の負担軽減 訓練内容の充実	特殊詐欺の被害発生時や予兆電話多発等時に電子メールや店舗を訪問する等して情報提供を実施した。 窓口における声掛けや通報を依頼するとともに窓口職員の負担を軽減するため、声掛けチェックシートを県内の金融機関に配布した。 ・金融機関における水際阻止件数 22件(前年対比+7件) ATM振り込み利用制限の導入を働きかけた。 特殊詐欺被害防止のための声かけ訓練や強盗対応訓練を実施。	金融機関における被害の水際阻止件数が向上した。 昨年は金融機関における高等事件も発生したが、訓練の成果により犯人の早期検挙等につながった。	H30年度実施計画 1 金融機関職員等の防犯意識の向上促進 2 各種犯罪情報や防犯情報の提供 3 特殊詐欺被害防止情報の提供 4 各種訓練の実施 5 特殊詐欺被害水際阻止対策の推進 6 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進	特殊詐欺被害の水際阻止対策の強化 窓口職員の負担軽減 訓練内容の充実	生活安全企画課	56		
164	項目 (2) 深夜小売店舗に対する啓発 コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。	1 店舗経営者や店員に対する防犯意識の向上促進 2 深夜小売店対象の強盗対応訓練の実施 3 各種防犯情報の提供 4 特殊詐欺被害防止情報の提供 5 店員の声掛けによる特殊詐欺被害水際阻止対策の推進 6 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進 7 深夜スーパー防犯連絡協議会に替わる新たな防犯ネットワークの構築	新規店舗の把握 店舗との協力関係の構築	特殊詐欺の被害発生時や予兆電話多発等時に電子メールや店舗を訪問する等して情報提供を実施した。 電子マネーの利用権や収納代行サービスを悪用した犯行が増加したため、県下のコンビニエンスストア全店舗に「声掛け用チェックシート」を配布し、ロールプレイング訓練を順次実施した。 コンビニでの水際阻止件数……24件(前年対比+18件) 万引き被害防止のため、コンビニエンスストア全店舗に対し、早期の通報を依頼するとともに、警察官等による定期的な巡回や防犯診断を実施。	特殊詐欺被害対策に関して一定の成果があった。 新しいネットワークの構築と活用が課題。	H30年度実施計画 1 経営者や店員の防犯意識向上の促進 2 各種訓練の実施 3 各種防犯情報の提供 4 特殊詐欺被害防止情報の提供 5 店員の声掛けによる特殊詐欺被害水際阻止対策の推進 6 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進 7 新たな防犯ネットワークの構築	新規店舗の把握 店舗との協力関係の構築 新しいネットワークの構築と活用	生活安全企画課	56		

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
165	<p>項目 (1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映</p> <p>内容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。</p>	<p>各市町村に対して、県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」や先行してマニュアルを作成した避難所の事例を参考に「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」等により、「防犯の視点」を反映した取組を水平展開させる。</p>	<p>各避難所の地域性(都市部、中山間部など)</p>	<p>「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」や「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」を基に各市町村で避難所運営マニュアルの作成を支援。</p>	<p>平成29年度には県内262箇所で大規模災害に備えた避難所運営マニュアルを作成、施設管理部分等で一定防犯の視点が反映されている。今後も引き続き取組を継続する。</p>	<p>各市町村に対して、県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」や先行してマニュアルを作成した避難所の事例を参考に「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」等により、「防犯の視点」を反映した取組を水平展開させる。</p>	<p>各避難所の地域性(都市部、中山間部など)</p>	南海トラフ地震対策課	57
166	<p>項目 (1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映</p> <p>内容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。</p>	<p>1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握 3 防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進</p>	<p>防災計画に支障のない取組を提案するためにも、有効な情報の収集を行うこと。</p>	<p>市町村に対する働きかけが必要となる大規模災害時に発生する事態の調査、検討を実施。</p>	<p>各自自治体に対する情報提供方法や取組の検討等、なお時間を要するため、今後も引き続き取組んでいく。</p>	<p>1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握 3 防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進</p>	<p>防災計画に支障のない取組を提案するためにも、有効な情報の収集を行うこと。</p>	生活安全企画課	57
167	<p>項目 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発</p> <p>内容 市町村との連携を深め、各市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう、「防犯の視点」の重要性について広報・啓発を行います。</p>	<p>1 ブロック別担当者において、防災計画における「防犯の視点」の必要性を説明したうえで、意見交換を行い、意識付けを図る。 2 広報紙、会報並びに「安全安心まちづくりひろば」において、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報</p>	<p>市町村への働きかけを行う必要がある。</p>	<p>1 市町村ブロック別担当者において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明 2 「安全安心まちづくりニュース」や「安全安心まちづくりひろば」でのパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報</p>	<p>地域防災計画の一般対策編については、「防犯の視点」が盛り込まれている。</p>	<p>1 危機管理部など関係部署との連絡を密にし、市町村が防災に関する計画を策定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。</p>	<p>市町村への働きかけを行う必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	57
168	<p>項目 (3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援</p> <p>内容 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。</p>	<p>1 ブロック別担当者において、防災計画における「防犯の視点」の必要性を説明したうえで、意見交換を行い、意識付けを図る。 2 広報紙、会報並びに「安全安心まちづくりひろば」において、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報</p>	<p>大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。</p>	<p>1 市町村ブロック別担当者において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明 2 「安全安心まちづくりニュース」や「安全安心まちづくりひろば」でのパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報</p>	<p>情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていく必要がある。</p>	<p>1 市町村との連携を図るため、日頃から連絡を取り合い、情報共有を図る。 2 ブロック別担当者において、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、意識付けを図る。 3 市町村で行われる防災の会合を把握し、出席する機会を持つ。</p>	<p>大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。</p>	県民生活・男女共同参画課	57
169	<p>項目 (3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援</p> <p>内容 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。</p>	<p>1 被災地での犯罪発生状況の把握 2 災害時の防犯対策事例の把握 3 災害警備活動に従事した警察職員や復旧活動に従事したボランティアによる災害現場の現状の説明</p>	<p>被災地の自治体からの情報提供等、効果的な支援を行うために必要となる情報の収集を行うこと。</p>	<p>市町村に対する働きかけが必要となる大規模災害時に発生する事態の調査、検討を実施。</p>	<p>現在のところ成果はなく、大規模災害時には防犯ボランティアの役割が重要となるため、具体的な制度や活動支援の方法等、さらなる検討が必要のため、今後も継続して取り組む。</p>	<p>1 被災地での犯罪発生状況の把握 2 災害時の防犯対策事例の把握 3 災害警備活動に従事した警察職員や復旧活動に従事したボランティアによる災害現場の現状の説明</p>	<p>被災地の自治体からの情報提供等、効果的な支援を行うために必要となる情報の収集を行うこと。</p>	生活安全企画課	57

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等			
170	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組み、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 「南海トラフ地震に備えちよぎ」配布</p> <p>2 FMラジオスポットCM放送</p> <p>3 テレビ特別番組放送</p> <p>4 テレビCM放送</p> <p>5 啓発DVD配布</p> <p>6 ポスター・標語を募集</p> <p>7 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用</p> <p>8 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催</p> <p>9 「こうち防災ニュースレター」の発行</p>	<p>1 啓発・広報について、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。</p> <p>2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形</p> <p>●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を適じて生じるプラスの変化</p> <p>1 「南海トラフ地震に備えちよぎ」の配布(約35.5万部)</p> <p>2 FMラジオスポットCM放送 260回</p> <p>3 テレビ特別番組放送(8月・3月)</p> <p>4 テレビCM放送(8月～11月) 307回</p> <p>5 ポスター・標語を募集(ポスター 618作品・標語1,753作品)</p> <p>6 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス(1月～3月)、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用</p> <p>7 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催 ・10月 高知市 約170名参加 ・12月 約70名 約120名参加</p> <p>8 「こうち防災ニュースレター」の発行(年7回)</p>	<p>引き続き市町村と連携し、あらゆる機会を通じて県民に対し啓発を行っていく必要がある。</p>	<p>1 「南海トラフ地震に備えちよぎ」配布</p> <p>2 FMラジオスポットCM放送</p> <p>3 テレビ特別番組放送</p> <p>4 テレビCM放送</p> <p>5 ポスター・標語を募集</p> <p>6 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用</p> <p>7 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催</p> <p>8 「こうち防災ニュースレター」の発行</p>	<p>1 啓発が行き届きにくい対象者に対しても、効果的な啓発ができるよう、様々な広報媒体を活用した総合的な啓発を行う必要がある。</p> <p>2 啓発の効果も見極めながら、取組を実施する必要がある。</p> <p>3 配信者数を増加させる取組の検討</p>	南海トラフ地震対策課	58
171	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組み、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 広報「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」において地震発生時の対応等を広報する。</p> <p>2 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」に関する講義をする際に、災害時における「防犯の視点」の必要性を呼びかける。</p> <p>3 「安全安心まちづくりひろば」において地震発生時の対応等のパネルを展示する。</p>	<p>1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。</p> <p>2 防犯活動団体に提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。</p>	<p>1 「安全安心まちづくりニュース」(第4号)にて地震発生時の対応等を広報</p> <p>2 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、被災地で勤務した経験談を添えて「防犯の視点」の必要性を呼びかけ(4回実施)</p>	<p>震災経験者による講演は、聴講者の反応がよく、震災発生時における「防犯の視点」の啓発につながったと認められる。</p>	<p>1 既存の防犯活動団体に対し、例えば研究会による情報提供や講演の実施などにより、防災に関する知識も習得してもらおう。</p> <p>2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。</p> <p>2 防犯活動団体に提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	58
172	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組み、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 県や市町村、自主防災団体が実施する訓練の把握</p> <p>2 大規模災害発生後の復旧復興時における自主防災組織活動に必要な物品の保管管理及び購入予算措置</p>	<p>被災後における防犯活動において、地域住民や来県したボランティアによる活動では、避難者等に対する信頼性が十分なものとならないおそれがあり、円滑な活動を促進するためには、行政機関の信頼性を付与した資機材を交付するなどの支援が必要であること。</p>	<p>災害時の防犯活動に特化したものではないが、防犯活動に必要な資機材の購入のための予算を計上し、資機材を必要とする団体に配布。</p>	<p>災害時における防犯活動に必要な具体的な支援物品の検討、整備が十分ではなく、また、災害後に想定される活動の具体的な検討も充てないため、今後も継続して取り組む。</p>	<p>1 県や市町村、自主防災団体が実施する訓練の把握</p> <p>2 大規模災害発生後の復旧復興時における自主防災組織活動に必要な物品の保管管理及び購入予算措置</p>	<p>被災後における防犯活動において、地域住民や来県したボランティアによる活動では、避難者等に対する信頼性が十分なものとならないおそれがあり、円滑な活動を促進するためには、行政機関の信頼性を付与した資機材を交付するなどの支援が必要であること。</p>	生活安全企画課	58

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方案2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
173	項目 (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ 内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。	1 引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やごうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。	地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発について検討が必要。	地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を27回派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介した。	地域に県の各種取り組み等について広く啓発を行い、地域の防犯・防災力の向上を図ることが出来た。	引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やごうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。	出前講座の実施回数が減少傾向にあるため、ニュースレターやイベントなどを活用し、制度の周知に取り組む。地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発についても継続して検討を進めることが必要。	南海トラフ地震対策課	58
174	項目 (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ 内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。	1 主催イベント「安全安心まちづくりひろば」並びに、関係団体及び地域の会合等の各機会を利用して、災害時の「防犯の視点」の必要性を伝える。 2 関係部署を通じた自主防災組織の把握に努める。 3 県内各地域で行われている防災研修会、防災イベントに関して広報する。	関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。	1 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、被災地で勤務した経験談を話して「防犯の視点」の必要性を呼びかけ(4回実施)	自主防災組織の状況把握については、関係部署との連携が不可欠である。	1 既存防犯団体に対し、防災対策への知識を普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。	関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。	県民生活・男女共同参画課	58
175	項目 (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ 内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。	1 被災時の取組事例等に関する情報収集の強化 2 取組事例等の積極的な提供	被災時における防犯活動情報等が少なく、被災地等での活動経験者などからの情報収集が必要であること。	各種会合等において自主防災組織等へ被災地における防犯活動等を紹介するなど、災害後の防犯ボランティア活動に関する情報の提供を行った。	被災後の防犯活動のノウハウの収集が十分ではなく他部門と連携した活動や、被災地に派遣された経験のある警察職員から防犯活動に関する意見等を聴取る等、今後も継続して取り組む。	1 被災時の取組事例等に関する情報収集の強化 2 取組事例等の積極的な提供	被災時における防犯活動情報等が少なく、被災地等での活動経験者などからの情報収集が必要であること。	生活安全企画課	58

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
170	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組み、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 「南海トラフ地震に備えちよき」配布</p> <p>2 FMラジオスポットCM放送</p> <p>3 テレビ特別番組放送</p> <p>4 テレビCM放送</p> <p>5 啓発DVD配布</p> <p>6 ポスター・標語を募集</p> <p>7 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示</p> <p>8 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催</p> <p>9 「こうち防災ニュースレター」の発行</p>	<p>1 啓発・広報について、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。</p> <p>2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 「南海トラフ地震に備えちよき」の配布(約35.5万部)</p> <p>2 FMラジオスポットCM放送 260回</p> <p>3 テレビ特別番組放送(8月・3月)</p> <p>4 テレビCM放送(8月～11月) 307回</p> <p>5 ポスター・標語を募集(ポスター 613作品・標語1,753作品)</p> <p>6 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス(1月～3月)、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用</p> <p>7 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催 ・10月 高知市 約170名参加 ・12月 約70名 約120名参加</p> <p>8 「こうち防災ニュースレター」の発行(年7回)</p>	<p>引き継ぎ市町村と連携し、あらゆる機会を通じて県民に対し啓発を行う必要がある。</p>	<p>1 「南海トラフ地震に備えちよき」配布</p> <p>2 FMラジオスポットCM放送</p> <p>3 テレビ特別番組放送</p> <p>4 テレビCM放送</p> <p>5 ポスター・標語を募集</p> <p>6 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用</p> <p>7 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催</p> <p>8 「こうち防災ニュースレター」の発行</p>	<p>1 啓発が行き届きにくい対象者に対しても、効果的な啓発ができるよう、様々な広報媒体を活用した総合的な啓発を行う必要がある。</p> <p>2 啓発の効果も見極めながら、取組を実施する必要がある。</p> <p>8 配信者数を増加させる取組の検討</p>	南海トラフ地震対策課	58
171	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組み、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 広報「安全安心まちづくりニュース」及び金輪「安全安心まちづくりだより」において地震発生時の対応等を広報する。</p> <p>2 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」に関する講義をする際に、災害時における「防犯の視点」の必要性を呼びかける。</p> <p>3 「安全安心まちづくりひろば」において地震発生時の対応等のパネルを展示する。</p>	<p>1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。</p> <p>2 防犯活動団体に提供すべき情報がある。</p>	<p>1 「安全安心まちづくりニュース」(第4号)にて地震発生時の対応等を広報</p> <p>2 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、「防犯の視点」の必要性を呼びかけ(4回実施)</p>	<p>震災経験者による講演は、聴講者の反応がよく、震災発生時における「防犯の視点」の啓発につながったと認められる。</p>	<p>1 既存の防犯活動団体に対し、例えば金輪による情報提供や講演の実施などにより、防災に関する知識も習得してもらおう。</p> <p>2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。</p> <p>2 防犯活動団体に提供すべき情報がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	58
172	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組み、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 県や市町村、自主防災団体が実施する訓練の把握</p> <p>2 大規模災害発生後の復旧復興時における自主防災組織活動に必要な物品の保管管理及び購入予算措置</p>	<p>被災後における防犯活動において、地域住民や来県したボランティアによる活動では、避難者等に対する信頼性が十分なものとならないおそれがあり、円滑な活動を促進するためには、行政機関の信頼性を付与した支援が必要であること。</p>	<p>災害時の防犯活動に特化したものではないが、防犯活動に必要な資機材の購入のための予算を計上し、資機材を必要とする団体に配布。</p>	<p>災害時における防犯活動に必要な資機材の反応がよく、震災発生時における「防犯の視点」の啓発につながったと認められる。</p>	<p>1 県や市町村、自主防災団体が実施する訓練の把握</p> <p>2 大規模災害発生後の復旧復興時における自主防災組織活動に必要な物品の保管管理及び購入予算措置</p>	<p>被災後における防犯活動において、地域住民や来県したボランティアによる活動では、避難者等に対する信頼性が十分なものとならないおそれがあり、円滑な活動を促進するためには、行政機関の信頼性を付与した資機材を交付するなどの支援が必要であること。</p>	生活安全企画課	58

平成29年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的の方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H29年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた部 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		
173	<p>項目 参画の働きかけ</p> <p>内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	<p>1 引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。</p>	<p>地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防犯・防災の意識が低い地域への啓発について検討が必要。</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた部 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を27回派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介した。</p>	<p>地域に鼠の各種取り組み等について広く啓発を行い、地域の防犯・防災力の向上を図ることが出来た。</p>	<p>引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。</p>	<p>出前講座の実施回数が減少傾向にあるため、ニュースレターやイベントなどを活用し、制度の周知に取り組む。 地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防犯・防災の意識が低い地域への啓発についても継続して検討を進めることが必要。</p>	南海ト プ フ 地 産 対 策 課	58
174	<p>項目 参画の働きかけ</p> <p>内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	<p>1 主催イベント「安全安心まちづくりひろば」並びに、関係団体及び地域の会合等の各種会を利用して、災害時の「防犯の視点」の必要性を広報する。 2 関係部署を通じた自主防災組織の把握に努める。 3 県内各地域で行われている防災研修会、防災イベントに関して広報する。</p>	<p>関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。</p>	<p>1 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、「防犯の視点」の必要性を呼びかけ(4回実施)</p>	<p>自主防災組織の状況把握については、関係部署との連携が不可欠である。</p>	<p>1 既存防犯団体に対し、防災対策への知識を普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。</p>	県民生 活・男 女共 同 参 画 課	58
175	<p>項目 参画の働きかけ</p> <p>内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	<p>1 被災時の取組事例等に関する情報収集の強化 2 取組事例等の積極的な提供</p>	<p>被災時における防犯活動情報等が少なく、被災地等での活動経験者などからの情報収集が必要であること。</p>	<p>各種会合等において自主防災組織等へ被災地における防犯活動を紹介するなど、災害後の防犯ボランティア活動に関する情報の提供を行った。</p>	<p>被災後の防犯活動のノウハウの収集が十分ではなく他部門と連携した活動や、被災地に派遣された経験のある警察職員から防犯活動に関する意見を聴取する等、今後も継続して取り組む。</p>	<p>1 被災時の取組事例等に関する情報収集の強化 2 取組事例等の積極的な提供</p>	<p>被災時における防犯活動情報等が少なく、被災地等での活動経験者などからの情報収集が必要であること。</p>	生活安 全 企 画 課	58